

基本目標 C 低炭素社会の構築

(大田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編))

(1) なぜ低炭素社会を目指す必要があるのか

わが国の温室効果ガス*排出量は、2008年(平成20年)後半の世界的な金融危機をきっかけとした景気後退により一時的に排出量が減少に転じているとは言え、消費や生産の拡大を基本とする考え方のもとで、これまで増加の一途を辿ってきました。温室効果ガス*排出量が増加を続けた大きな要因としては、家庭部門及び業務部門におけるエネルギー消費量が著しく増大したことがあり、これら両部門に対する効果的な対策が重要課題です。

このような状況の中、平成20年6月に改正された「地球温暖化対策推進法」では、特例市以上の地方公共団体に対して、当該区域における温室効果ガス*排出量の抑制のための計画(地球温暖化対策実行計画)の策定を義務づけるなど、地方公共団体の役割が大きくなっています。大田区には同法による策定の義務づけは無いものの、基礎自治体としての役割を鑑みると、区民等や事業者と一体となった取組みの実施が従来にも増して求められていると言えます。

加えて、東日本大震災以降、わが国の電力需給は逼迫状態に直面し、また原子力発電の安全性に対する人々の考え方は大きく変わろうとするなど、これまでに推し進めてきたエネルギー政策の見直しが強く求められるようになってきています。

今後は、電力供給に関する一定の制約の中で、家庭生活や経済活動を維持・拡大していく必要があります。そのためにも「節電」を始めとする省エネルギーや再生可能エネルギー*導入の一層の推進はもとより、エネルギーの高度利用*や自立化*⁹を目指した面的な取組みを進めることが重要です。

低炭素社会は、二酸化炭素(CO₂)の排出を抑制して地球環境への負荷を減らしながら、いま以上の豊かさを享受できる世の中をイメージするものですが、そのような社会の構築は、温室効果ガス*の大幅な削減は言うまでもなく、次世代のエネルギー社会の実現にも大きく貢献するものです。

国や大企業が革新的な低炭素化技術の開発に取り組む一方で、大田区では、区民等や事業者と一体となって、省エネルギー推進や再生可能エネルギー*導入の取組みを実施し、より多くの区民等や事業者の活動へと広げていくことが必要です。

⁹ エネルギーの高度利用とは、ヒートポンプや天然ガスコージェネレーション(熱電併給)、燃料電池等により、エネルギー効率の飛躍的な向上を図る利用形態を指します。また、エネルギーの自立化とは、地域のエネルギーはその地域で賄うことを指します。

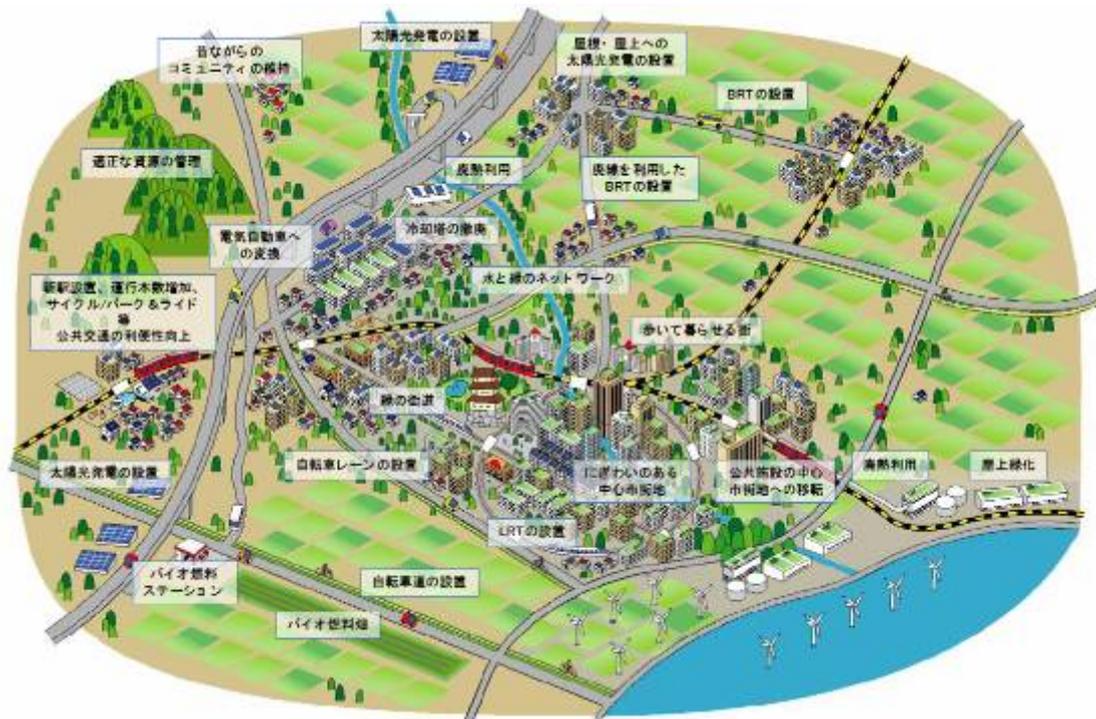
■□■ 低炭素社会とは ■□■

地球温暖化防止のためには温室効果ガス*排出量の大幅な削減が必要であり、それを達成するための具体的な社会のあり方が「低炭素社会」です。

低炭素社会とは、端的には二酸化炭素（CO₂）の排出量が少ない社会のことを指します。ただし、これは経済や人の活動を抑制した縮小型の社会像を唱えるものではなく、生き生きとした暮らしの実現とそれを支える経済活動の維持・拡大を図りながら、併せて活動に伴う二酸化炭素（CO₂）の排出も削減していくような、新たな社会像の追求がその考え方の本質です。

低炭素社会の実現には、過度な消費を改める生活様式への転換や省エネルギー効果の高い住宅や機器の導入を各々が進めることに加えて、再生可能エネルギー*の大量導入、地域でエネルギーを総合的に管理する ICT システム（情報通信技術）の導入など、まち全体のエネルギー効率の向上等を図ることなどが重要です。

●低炭素化に取り組むまちのイメージ



※LRT：Light Rail Transit の略で、軽量軌道による次世代の路面電車のこと。

BRT：Bus Rapid Transit の略で、路線バスによる軌道系交通システムのこと。

資料：中央環境審議会地球環境部会「中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿（中長期ロードマップ）（中間整理）」（平成 22 年 12 月）をもとに作成

（２）大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としての位置づけ

本節は、「地球温暖化対策推進法」第20条の3に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画に必要な事項を定めるものであり、本節の内容をもって「大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「本実行計画」と言う。）に位置づけます。

また、本計画は、平成19年11月に策定した「大田区地球温暖化対策地域推進計画」の改定に当たるものです。

（３）本実行計画の目的

本実行計画は、大田区の自然的条件・社会的条件を踏まえ、区民等、事業者及び区の各主体が各々の役割に応じた取組みを総合的かつ計画的に推進することで、大田区の温室効果ガス*排出量を抑制し、低炭素社会を構築することを目的とします。

（４）本実行計画の対象

本実行計画の対象範囲は、大田区全域とします。

また、低炭素社会の構築に向けた取組みは、大田区の温室効果ガス*排出に関わるあらゆる主体（区民等、事業者及び区）の取組みを対象とします。

対象とする温室効果ガス*は、「地球温暖化対策推進法」第2条第3項に定められる6種類のガスとします。

温室効果ガス*	GWP* ¹⁰	主な排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	化石燃料の燃焼等
メタン (CH ₄)	21	燃焼、自動車の走行等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310	燃焼、自動車の走行等
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	140 ～11,700	スプレー、エアコンの冷媒等
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	6,500 ～9,200	半導体洗浄等
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	23,900	電力の絶縁体や半導体洗浄

¹⁰ GWPとは、Global Warming Potentialの略であり、地球温暖化係数とも呼ばれます。CO₂を基準とした各ガスの温室効果の強さを表しています。（例：メタン（CH₄）の温室効果はCO₂の21倍）

(5) 本実行計画の期間

本実行計画の期間は、国等の進める地球温暖化対策との整合を図るため、2012年度（平成24年度）から2020年度（平成32年度）までの9年間とします。ただし、国内外の地球温暖化対策やエネルギー政策を巡る動向は刻々と変化することから、計画開始から5年後に当たる2016年度（平成28年度）には本実行計画の中間見直しを行うものとします。

また、低炭素社会構築に向けた取組みは長い時間を要するものも多く、将来のあるべき姿に向けた中長期の視点を持つことが必要であることから、併せて2050年度（平成62年度）までの長期的将来を見据えた取組みの展開を図るものとします。

なお、本実行計画における温室効果ガス排出量の削減目標の基準となる年度（基準年度）は、1990年度（平成2年度）とします。



※大田区環境基本計画の対象期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間。

（6）大田区の温室効果ガス*排出量

大田区における現況の温室効果ガス*排出量について、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による「特別区の温室効果ガス排出量」（平成 23 年 3 月）を用いて整理しました。温室効果ガス*排出量のほとんどを占める二酸化炭素（CO₂）は、以下の排出部門別に集計しました。

部門	算定対象
産業部門	農林水産業、建設業、製造業
民生部門	家庭、業務（事務所・ビル、商店、学校、病院等）
運輸部門	自動車、鉄道
廃棄物部門	一般廃棄物

なお、温室効果ガス排出量の算定に必要な統計資料がすべて発行されるには 2 年程度の遅れが生じることから、現時点で算定可能な直近年度は 2008 年度（平成 20 年度）です。

また、運輸部門のうち「航空」における二酸化炭素（CO₂）排出量は、排出源が大田区に集中すること、区が推進する施策との関連性が低いことにより、算定対象に含んでいません。

① 温室効果ガス*排出量

直近の 2008 年度（平成 20 年度）の温室効果ガス*排出量は 3,261 千 t-CO₂ です。このうち二酸化炭素（CO₂）排出量は 3,172 千 t-CO₂ で、温室効果ガス*全体の 97.3%を占めています。

基準年度との比較では、327 千 t-CO₂ の排出増であり、11.2%増に相当します。

大田区の温室効果ガス*排出量（単位：千 t-CO₂）

温室効果ガス*	1990 年度（平成 2 年度）※		2008 年度（平成 20 年度）		増減率
		構成比		構成比	
二酸化炭素（CO ₂ ）	2,869	97.8%	3,172	97.3%	+10.6%
メタン（CH ₄ ）	4	0.1%	3	0.1%	-12.1%
一酸化二窒素（N ₂ O）	27	0.9%	19	0.6%	-29.3%
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	15	0.5%	64	2.0%	+336.8%
パーフルオロカーボン類（PFCs）	11	0.4%	0	0.0%	-99.9%
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	8	0.3%	1	0.0%	-84.7%
合計	2,934	100.0%	3,261	100.0%	+11.2%

※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

※ HFCs, PFCs, SF₆については 1995 年度（平成 7 年度）を基準年度としています。

資料：（財）特別区協議会「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2008 年度）」（平成 23 年 3 月）

② 二酸化炭素（CO₂）排出量

2008 年度（平成 20 年度）の二酸化炭素（CO₂）排出量は 3,172 千 t-CO₂ であり、その内訳を見ると、民生部門（業務）が 34.5%と最大で、次いで民生部門（家庭）29.1%、運輸部門 21.4%、産業部門 13.1%、廃棄物部門 2.0%と続きます。

基準年度との比較では、303 千 t-CO₂ の排出増で、10.6%増に相当します。排出量増加の主な要因は、二酸化炭素（CO₂）全体の多くを占める民生部門の排出増です。民生部門（業務）は主に床面積増加により 66.8%増、民生部門（家庭）は主に世帯数増加により 28.4%増です。

部門別の二酸化炭素 (CO₂) 排出量 (単位 : 千 t-CO₂)

部門	1990 年度 (平成 2 年度)		2008 年度 (平成 20 年度)		増減率
		構成比		構成比	
農業・水産業	0	0.0%	0	0.0%	-22.7%
建設業	124	4.3%	62	2.0%	-49.9%
製造業	650	22.7%	352	11.1%	-45.8%
産業部門計	774	27.0%	414	13.1%	-46.4%
家庭	720	25.1%	924	29.1%	+28.4%
業務	656	22.9%	1,094	34.5%	+66.8%
民生部門計	1,375	47.9%	2,018	63.6%	+46.7%
自動車	638	22.2%	623	19.6%	-2.3%
鉄道	41	1.4%	54	1.7%	+31.6%
運輸部門計	679	23.7%	677	21.4%	-0.3%
廃棄物部門	41	1.4%	63	2.0%	+54.2%
合計	2,869	100.0%	3,172	100.0%	+10.6%

※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

資料 : (財)特別区協議会「特別区の温室効果ガス排出量 (1990 年度～2008 年度)」(平成 23 年 3 月)

(7) 将来の温室効果ガス*排出量

2020 年度 (平成 32 年度) における削減目標のための基準ケースを定めるため、追加的な対策を今後取らないことを想定した場合 (趨勢ケース) の将来排出量について、大田区の将来人口や各排出部門の活動量の増減傾向などをもとに予測を行いました。

① 趨勢ケースの平成 32 年度 (2020 年度) 排出量

将来の温室効果ガス*排出量は 3,296 千 t-CO₂ と推計され、基準年度比 12.3% 増、2008 年度 (平成 20 年度) 比 1.1% 増となります。

民生部門 (業務) では大規模開発を中心に床面積が大きく増加する見込みにより基準年度比 94.8% 増、民生部門 (家庭) では世帯数の増加により同 19.2% 増などと予測されます。

2020 年度の温室効果ガス*排出量の推計結果 (単位 : 千 t-CO₂)

部門	2020 年度 (平成 32 年度) [趨勢ケース]		増減率	
		構成比	1990 年度比	2008 年度比
産業部門	414	12.6%	-46.4%	±0.0%
民生部門 (家庭)	858	26.0%	+19.2%	-7.2%
民生部門 (業務)	1,277	38.8%	+94.8%	+16.8%
運輸部門 (自動車)	533	16.2%	-16.5%	-14.5%
運輸部門 (鉄道)	54	1.6%	+31.6%	±0.0%
廃棄物部門	71	2.1%	+74.3%	+13.0%
二酸化炭素 (CO ₂)	3,207	97.3%	+11.8%	+1.1%
他ガス	88	2.7%	+36.4%	±0.0%
合計	3,296	100.0%	+12.3%	+1.1%

※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

※ 二酸化炭素 (CO₂) 以外の温室効果ガス*は相対的に微量であり、将来の全体排出量に与える影響はほとんどないことから、2008 年度 (平成 20 年度) と同水準として取り扱っています。

(8) 温室効果ガス*排出量の削減見通し

削減目標の設定にあたり、各部門において削減対策を講じた場合に見込まれる対策効果量の算定を行いました。算定にあたっては、国や大規模事業所が行う対策において見込まれる削減量に加えて、区民等や事業者が行う身近な運用対策による削減量、電力会社の二酸化炭素（CO₂）排出係数*の改善による削減量について、大田区の地域特性、区民等や事業者の意向等を踏まえ、大田区において発現が期待される効果量として推計しました。

2020年度（平成32年度）における電気の二酸化炭素（CO₂）排出係数*の考え方

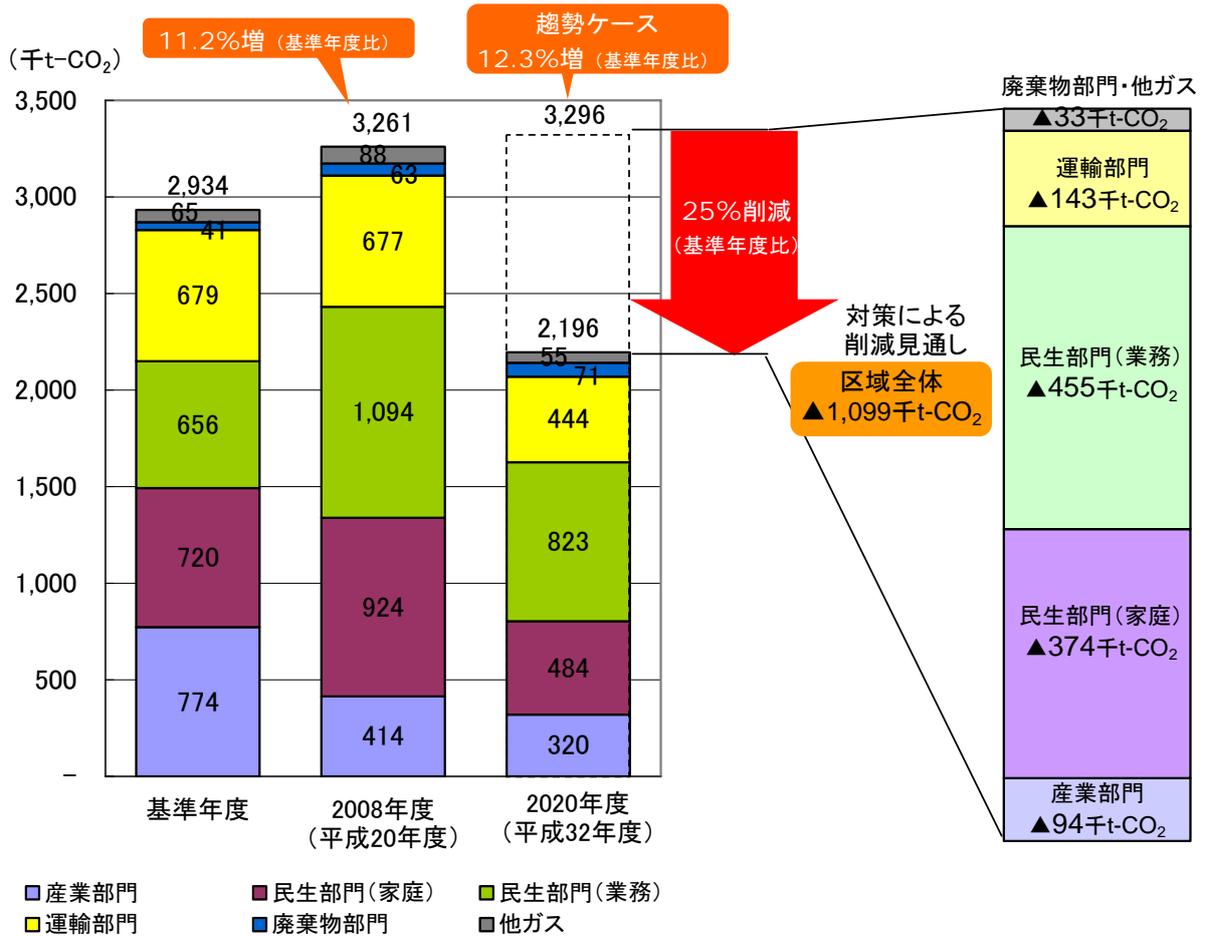
東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を受けて、国における環境・エネルギー政策の見直しが始められたところであり、ここでは、国の政策動向を踏まえて今後見直しを行うことを前提に、2020年度（平成32年度）における電気の二酸化炭素（CO₂）排出係数*には震災以前の公表値を用いて、対策効果量の推計を行いました。

部門	対策	対策効果量 (千 t-CO ₂)	
産業部門	素材産業における省エネルギー技術の導入（排熱利用、省エネプロセス等）	2	94
	業種横断的省エネ技術の導入（高性能ボイラー、インバータ*制御等）	21	
	燃料の天然ガスへの転換	15	
	建設業・農林水産業における省エネルギー機器*の導入等	3	
	電気の二酸化炭素（CO ₂ ）排出係数*の改善	54	
民生部門 (家庭)	住宅の断熱性能の向上	11	374
	高効率給湯機器の導入	46	
	高効率エアコンの導入	31	
	高効率照明の導入	41	
	省エネ家電の普及	84	
	HEMS*、省エネナビ等の設置	13	
	住宅用太陽光発電*システムの導入	38	
	運用対策（家電製品、給湯器、AV機器、ガス機器の運用改善）	60	
	電気の二酸化炭素（CO ₂ ）排出係数*の改善	50	
民生部門 (業務)	建築物の断熱性能の向上	11	455
	高効率空調・照明の導入	80	
	高効率給湯器*・ボイラーの導入	100	
	BEMS*導入等による運用時効率改善	29	
	非住宅用太陽光発電*システムの導入	21	
	運用改善による省エネルギー対策（年1%改善）	103	
	電気の二酸化炭素（CO ₂ ）排出係数*の改善	110	
	自動車単体対策（燃費改善、次世代自動車の導入）	68	
燃料の低炭素化（バイオ燃料）	5		
エコドライブ*、カーシェアリング	11		
交通流対策	46		
電気の二酸化炭素（CO ₂ ）排出係数*の改善	14		
廃棄物部門・他ガス	バイオマス*プラスチックの利用、代替フロン類対策	33	33
合計			1,099

※ 上記の削減効果量は、2020年度趨勢ケースにおいて対策実施により見込まれる削減量を指します。

※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

資料：中央環境審議会地球環境部会「中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿（中長期ロードマップ）（中間整理）」（平成22年12月）等をもとに算定



温室効果ガス* 排出量の削減見通し (単位: 千 t-CO₂)

	基準年度 1990年度 (平成2年度)	2008年度 (平成20年度)	2020年度 (平成32年度)		
			趨勢ケース	対策後	趨勢ケース比
産業部門	774	414	414	320	-22.8%
民生部門	家庭	720	858	484	-43.6%
	業務	656	1,277	823	-35.6%
運輸部門	自動車	638	533	403	-24.3%
	鉄道	41	54	41	-25.1%
廃棄物部門・他ガス	105	151	159	126	-20.7%
合計	2,934	3,261	3,296	2,196	-33.4%

※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。

基準年度比 -25.1% に相当

■□■ 25%削減に向けた家庭の取組み例 ■□■

前述の削減シナリオでは、区民等による身近な運用対策の効果として、約 60 千 t-CO₂ の削減効果を見込んでいます（内訳は下表のとおり）。

家庭において、家電やガス機器等の使い方を見直すことでできるこれらの運用対策は、追加的なコストを生じることなく、取組み成果が光熱費の削減にも繋がるなど、経済的な省エネルギー対策と言えます。

各家庭における小さな取組みの積み重ねが、大田区全体の温室効果ガス*排出量の 25%削減に向けて大変重要となります。

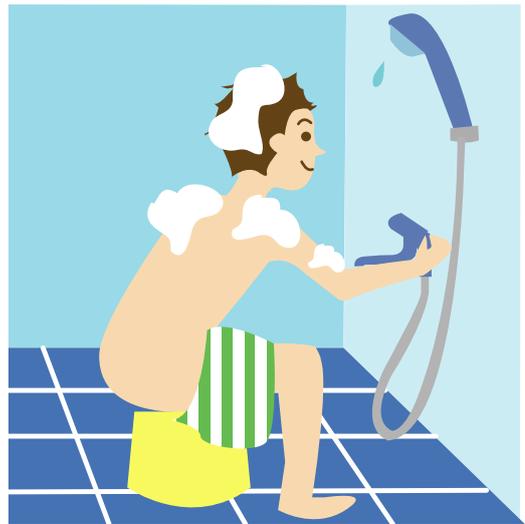
家庭における運用対策（身近な取組み例）	対策効果量 (千 t-CO ₂)
待機電力の削減（使わない時、電源をコンセントから抜く）	2.4
冷暖房	19.7
暖房は 20℃、冷房は 28℃を目安に温度設定をする	6.3
電気カーペットは部屋の広さや用途にあったものを選び、温度設定をこまめに調節する	5.6
冷暖房機器は不必要なつけっぱなしをしないように気を付ける	4.3
こたつはこたつ布団と一緒に敷布団と上掛けも使用し、温度設定をこまめに調節する	1.8
エアコンのフィルターを定期的に掃除する	1.7
照明	5.8
人のいない部屋の照明は、こまめな消灯を心がける	5.8
テレビ・パソコン	2.7
テレビ・パソコンを使わないときは電源を切る	1.6
テレビの画面は明るすぎないように設定する	1.0
その他（テレビの音量調節など）	0.1
キッチン	8.9
冷蔵庫（ものを詰め込みすぎない、壁との間に適度な隙間を空ける など）	2.9
電子レンジ（野菜の下ごしらえに電子レンジを利用）	0.8
電気ポット（使わないときはコンセントを抜く）	2.4
ガスコンロ（火力の調節）	1.8
その他（ジャーの保温時間の短縮、ガス給湯器の水温設定を低めに など）	1.0
風呂&トイレ	15.3
風呂給湯器（極力追い炊きをしない、シャワーを流しっぱなしにしない、残り湯の利用など）	14.4
ドライヤー（使用時間の短縮）	0.2
温水洗浄便座（使わないときはフタを閉める、便座や洗浄水の温度を低めに）	0.7
その他（洗濯物のまとめ洗い、アイロンのまとめがけ、効率的な掃除）	5.1
合 計	59.9

※ 上記値は、各対策について、アンケートで把握した区民等の実施状況をもとに一定の実施率向上をそれぞれ見込んだ場合の削減効果量を表しています。

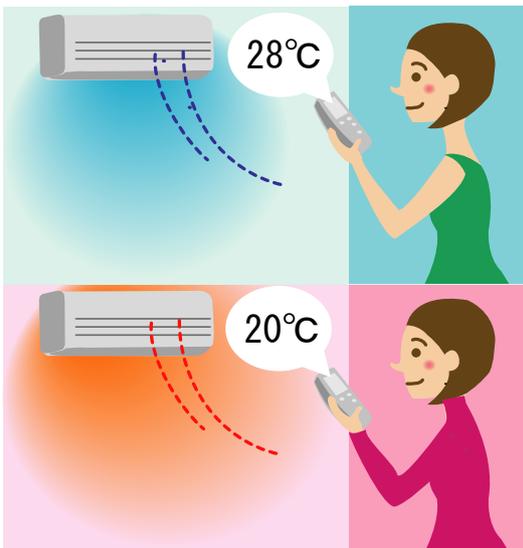
※ 端数処理の関係上、表中数値の合計等は一致しないことがあります。



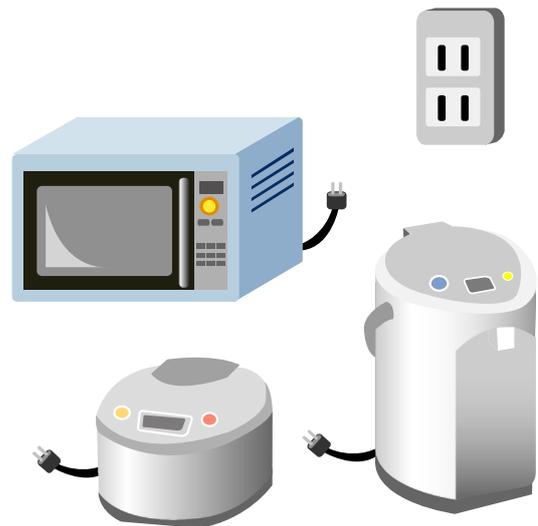
人のいない部屋の照明は、
こまめな消灯を心がける



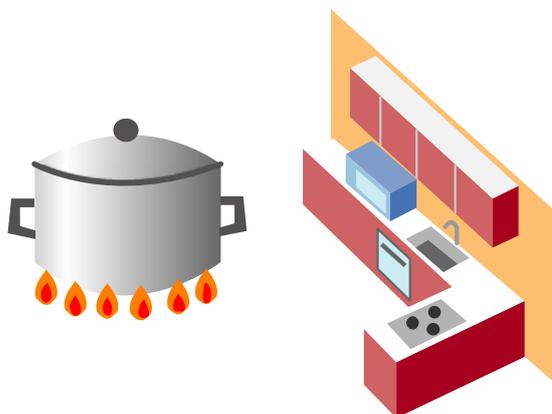
シャワーを流しっぱなしにしない



暖房は20°C、冷房は28°Cを目安に



使わないときはコンセントを抜く



火力の調節



テレビ・パソコンを使わないときは電源を切る

（9）削減目標の考え方

国の地球温暖化対策やエネルギー政策に関する今後の先行きは現段階で不透明であり、こうした状況で大田区における温室効果ガス*排出量の削減目標を設定するのは非常に困難であると言えます。

しかし、地球温暖化対策は持続可能な社会を築く上で、もはや待ったなしの喫緊の課題であり、これまでに区民等や事業者が積極的に取り組んできた活動を今後も一層推進していく必要があることには変わりありません。加えて、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響を受けて、私たちは電力供給量の制限に合わせた生活様式への見直しが強く求められるようになっており、節電を始めとする省エネルギー活動の推進は地球温暖化対策の取組みとしても合致するものです。

したがって、大田区としては「地球温暖化対策基本法案」に定められる中長期目標の重要性を認識し、当面は同法案に定められる目標設定を基本に据えるものとします。

中長期目標の達成に向け、区民等や事業者の生活様式の転換や再生可能エネルギー*の導入等、大田区の温室効果ガス*削減のための施策展開を図っていきます。

なお、国等の今後の動向については注視を続け、地球温暖化対策やエネルギー政策が見直された場合には、大田区の目標や取組み内容はそれらとの整合が確保されるよう、必要に応じて見直しを図るものとします。

○厳しい状況にある国の削減見通し

平成22年3月に閣議決定された「地球温暖化対策基本法案」では、温室効果ガス*の排出量の削減に関する中長期の目標として、2020年（平成32年）までに1990年（平成2年）比で25%削減、また2050年（平成62年）までに1990年（平成2年）比で80%削減とそれぞれ定めています。

「地球温暖化対策基本法案」における中長期の削減目標

- ・温室効果ガス*の排出量について、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに1990年比で25%削減する。
- ・また、2050年までに1990年比で80%を削減する。

国の中長期目標の達成見通しでは、既存の原子力発電で高い稼働率を維持し、加えて2030年（平成42年）頃までに14基の原子力発電を新設することを前提としています。しかし、平成23年3月11日の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の影響をきっかけに、原子力発電の高い稼働率の確保並びに今後の新增設が困難な状態となっており、国の中長期目標の達成見通しは厳しい状況となりつつあります。

(10) 9年後に目指すべき姿

- 大田区地球温暖化対策地域協議会を中心に、大田区の「地域力」を活かした取組みの普及により、区民等や事業者は温暖化対策に積極的に取り組んでいます。さらに我が国の玄関である羽田空港臨海部での取組みにより低炭素都市として国際的に大田区が確立し始めています。また、公共施設への再生可能エネルギー*の導入など、エネルギーの自立や安全安心に配慮した取組みが進められています。
- これらのことにより 2050 年度（平成 62 年度）頃に基準年度比で 80%削減することを長期理念とし、そこに至る途中経過としての 9 年後には、大田区の温室効果ガス*排出量が大幅に低減しており、以下に示す削減目標が達成されています。

大田区の温室効果ガス*排出量の削減目標

削減目標

2020 年度（平成 32 年度）までに 1990 年度（平成 2 年度）比で **25%**の削減

※ただし、国のエネルギー政策や地球温暖化対策の動向に応じた今後の目標見直しを前提とします。

大田区の温室効果ガス*排出量のあるべき姿（長期理念）

長期理念

2050 年度（平成 62 年度）までに 1990 年度（平成 2 年度）比で **80%**の削減



（11）取組みの方向性

低炭素社会の実現は、地球に生きる人間としての義務であり、喫緊に取り組むべき課題です。区民等、事業者及び区がそれぞれの責務を自覚し、全員参加で取り組みます。

区民等の日常生活などにおける取組みはもとより、エネルギー効率の高い機器や住宅・建築物の導入、再生可能エネルギー*の導入を促進します。

公共交通機関や自転車の利用促進、エネルギーの共有や地域での熱供給などの低炭素型のまちづくりの実現を目指します。

緑の創出による吸収源の確保はもとより、植林など他の地域と連携した吸収源対策の実施やカーボンオフセット*の導入により、二酸化炭素（CO₂）の吸収の促進を図ります。

基本目標C 低炭素社会の構築

C-1 省エネルギー型の行動様式への転換

C-2 低炭素まちづくり

C-3 再生可能エネルギー*等の導入拡大

C-4 地球温暖化対策を促すための主体間連携の強化や新たな仕組みの整備

C-1 省エネルギー型の行動様式への転換

大田区の温室効果ガス*の増加の主な要因は家庭部門及び業務部門の大幅な排出増にあります。低炭素社会構築のためには、区民一人ひとり及び事業所一社一社が省エネルギー型の生活様式へと転換していくことが必要です。

そのため、家庭や事業所における省エネルギー行動の促進や、住宅及び建築物の省エネルギー化の促進を図ります。また、「大田区役所エコオフィス推進プラン」に基づき、区役所自身の率先行動を実践します。

C-2 低炭素まちづくり

温室効果ガス*の大幅削減のためには、一人ひとりの実践行動に加えて、大田区のまち全体をエネルギー効率の高い低炭素型のまちに発展させていく必要があります。

そのため、低炭素型の中心拠点まちづくりや交通ネットワークの構築を展開します。また、スマートコミュニティ*等、地域における効率的な電気・熱エネルギー利用の推進のほか、ヒートアイランド対策を推進します。

C-3 再生可能エネルギー^{*}等の導入拡大

再生可能エネルギー^{*}は、現状ではコスト面で不利な面もありますが、二酸化炭素（CO₂）を排出しないなどクリーンな特性があり、化石燃料依存の低減や、地域資源の有効活用や産業振興への寄与も期待されるなど、多くの導入意義が認められるものであり、中長期的な導入拡大を図っていく必要があります。さらに、東日本大震災を契機に、防災^{*}面においても再生可能エネルギー^{*}導入の重要度は一層高まっています。

そのため、家庭や事業所における太陽光発電^{*}システムや太陽熱利用機器等の太陽エネルギー利用の拡大促進を行うとともに、電気自動車用の急速充電設備の整備を通じてクリーンエネルギー自動車^{*}の普及促進を図り、再生可能エネルギー^{*}等の導入拡大を目指します。

C-4 地球温暖化対策を促すための主体間連携の強化や新たな仕組みの整備

地球温暖化対策は大田区内の主体による取組みだけで終始するものでなく、区外の自治体や主体と協力しながら進めていく必要があります。

そのため、大田区地球温暖化対策地域協議会を通じた区民等・事業者との連携強化に加えて、隣接・近隣する他自治体や多摩川流域内の他自治体と連携した取組みを展開するほか、カーボンオフセット^{*}など新たな削減対策の推進を図ります。

大田区の実施計画一覧

実施計画の方向性	個別施策	
C-1 省エネルギー型 の行動様式への 転換	(1) 家庭・事業所にお ける省エネルギー 行動の促進	① 省エネ型生活様式の普及促進
		② 緑のカーテン*の普及促進
		③ 家庭・事業所の二酸化炭素（CO ₂ ）排出量の見 える化の検討
		④ 省エネ型ビジネススタイルの普及促進【再掲】
	(2) 住宅・建築物の省エ ネルギー化の促進	① 住宅省エネルギー改修の支援
		② 住まいにおける省エネルギーの普及啓発
(3) 区役所による率先 行動	① 大田区役所エコオフィス推進プランの推進	
	② ESCO 事業*の導入検討	
C-2 低炭素まちづく り	(1) 中心拠点のまちづ くり	① 蒲田駅周辺のまちづくり
		② 大森駅周辺のまちづくり
		③ 羽田空港臨海部周辺のまちづくり
	(2) 交通ネットワーク の構築	① 空港臨海部における交通ネットワークの検討
		② コミュニティバスの運行支援
		③ 公共交通の利用促進【再掲】
		④ 蒲蒲線の整備推進
		⑤ 自転車等利用総合対策の推進【再掲】
	(3) 地域における効率 的なエネルギー利 用の推進	① スマートコミュニティ*の形成に向けた検討
	(4) ヒートアイランド 対策の推進	① 呑川緑道における風の道のまちづくり
		② 生垣緑化の助成
		③ 屋上緑化・壁面緑化*の助成
④ おおた打ち水大会の実施		
C-3 再生可能エネル ギー*等の導入拡 大	(1) 区有施設への積極 導入	① 区有施設への太陽エネルギー利用機器等の導入
	(2) 区民等・事業者の 導入の支援	① 住宅用太陽エネルギー利用機器等の設置補助
	(3) 次世代自動車の普 及促進	① 電気自動車用急速充電設備の整備
C-4 地球温暖化対策 を促すための主 体間連携の強化 や新たな仕組み の整備	(1) 区民等・事業者・ 行政の連携強化	① 大田区地球温暖化対策地域協議会との連携
	(2) 他地域と連携した 取り組みの推進	① 他自治体における森林整備を通じた二酸化炭 素（CO ₂ ）吸収量の確保
		② 環境イベントにおけるカーボンオフセット*の 活用

進捗管理指標

進捗管理指標	現状 (平成 22 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①大田区の温室効果ガス*排出量※1	3,261 千 t-CO ₂ (平成 20 年度)	2,200 千 t-CO ₂
②区民一人当たりの温室効果ガス*排出量	4.72t-CO ₂ /人 (平成 20 年度)	3.12t-CO ₂ /人
③一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率※2	14.50% (平成 20 年度)	40% (平成 30 年度)
④太陽光発電*システムの設置件数	975 件	3,400 件
⑤電気自動車用急速充電設備の設置箇所数	2 箇所	20 箇所
⑥屋上緑化・壁面緑化*の実施件数	3,189 件(100,907 m ²) (平成 21 年度)	3,500 件(111,000 m ²) (平成 31 年度)

※1 大田区の温室効果ガス排出量の実績は、本計画の進行管理の中で毎年度公表します。

※2 一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率：住宅の断熱性等の正確な把握は困難なため、住宅・土地統計調査における「全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用した住宅」により算定。

(12) 大田区の取組み

C-1 省エネルギー型の行動様式への転換

大田区の取組み

(1) 家庭・事業所における省エネルギー行動の促進

① 省エネ型生活様式の普及促進

【環境保全課】

大田区地球温暖化対策地域協議会が作成した区民向けの行動指針（エコライフおおた）について、必要な改定を行いながら、区民一人ひとりが家庭や職場で取り組める地球に優しい行動をPRし、普及を促します。

また、環境情報紙やホームページなどで地球温暖化対策関連の情報を発信していくとともに、区民等から寄せられた情報を活用するなど、双方向で広く環境意識を波及させる実効性ある普及啓発事業を行っていきます。

② 緑のカーテン*の普及促進

【環境保全課】

省エネ、温暖化対策、緑化推進のため、区民向け及び事業所向けの講習会を実施し緑のカーテン*の普及を図ります。

③ 家庭・事業所の二酸化炭素（CO₂）排出量の見える化の検討

【環境保全課】

事業者等と連携しながら、家庭や事業所の二酸化炭素（CO₂）排出量の見える化に向けた検討を行います。

④ 省エネ型ビジネススタイルの普及促進【再掲】

【環境保全課】

大田区地球温暖化対策地域協議会が作成した事業者向けのガイドブック等を活用し、省エネ型ビジネススタイルの普及を促進します。

(2) 住宅・建築物の省エネルギー化の促進

① 住宅省エネルギー改修の支援

【住宅課】

省エネルギー改修等の環境へ配慮した住宅への改修を進める際、区内中小事業者の施工による住宅リフォームの費用の一部を助成します。

② 住まいにおける省エネルギーの普及啓発

【建築調整課】

「おおた住まいづくりフェア」等のイベントにおいて、省エネルギー機器*の展示や実演等を通じた住まいの省エネルギー技術の普及啓発を行います。

(3) 区役所による率先行動

① 大田区役所エコオフィス推進プランの推進

【環境保全課】

区が自ら実施する事務・事業全般を対象に、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画として策定した「大田区役所エコオフィス推進プラン」を確実に推進し、継続的に環境への負荷の低減に取り組みます。

② ESCO 事業*の導入検討

【環境保全課】

区有施設を対象に、ESCO 事業*の導入可能性を検討します。

環境配慮指針

<p>区民等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 省エネルギーに関して高い意識を持ち、家庭における省エネルギー行動に取り組みます。 ☞ 省エネルギー型生活様式への転換に努めます。 ☞ 家庭のエネルギー使用量の把握に努めます。 ☞ 家電製品や自家用車を選ぶ際は、エネルギー利用効率の高いものを優先します。 ☞ 住宅を新築・改築・購入する際には、省エネルギーに配慮した構造をできる限り採用するよう努めます。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 事業所内のエネルギー使用量を把握し、事業所単位での省エネルギー行動に取り組みます。 ☞ 建物の建設・改修する際には、エネルギー消費の抑制に配慮した構造をできる限り採用するよう努めます。 ☞ エネルギー利用の合理化を図るため、省エネルギー機器*の導入を推進します。

■□■ 羽田空港旅客ターミナルにおける地球温暖化対策 ■□■

羽田空港は、「空港法」（昭和 31 年法律第 80 号）に基づき、国（国土交通省）が設置し、管理している空港です。このうち、国内線ターミナルビル等の建設・管理運営等については「日本空港ビルデング株式会社」によって行われています。

羽田空港内の各施設では、以下に示す取組み例を始めとして、多くの地球温暖化対策の先進的な取組みが展開されています。

- ターミナルビルにおける省エネルギー対策（インバータ*導入、LED*照明化 等）
- 低公害車*（ハイブリッド車*）の導入
- 電気自動車充電スタンドの設置
- 太陽光発電*システムの導入（計 1,246kW）
- グリーン電力*の購入（300 万 kWh 分） 等



第 1 旅客ターミナルビルの太陽光発電システム（830kW）



ターミナル間連絡用のハイブリッド型バス

資料：日本空港ビルデング株式会社ホームページをもとに作成

C-2 低炭素まちづくり

大田区の取組み

(1) 中心拠点のまちづくり

① 蒲田駅周辺のまちづくり

世界への玄関口である羽田空港を活用し、大田区の中心拠点にふさわしい魅力と活力あるまち蒲田をめざし、環境に優しい交通ネットワークの形成や基盤施設整備に取り組むとともに、建物の建替え時における再生可能な建築資材の使用や自然エネルギー*を活用した省エネルギー機器*の設置促進や商店街灯のLED*化などの環境にやさしい商店街づくりに取り組みます。

【都市開発課】
【都市基盤管理課】

② 大森駅周辺のまちづくり

歴史と文化と浜風のかおる、にぎわいと交流のあふれるまち大森をめざし、環境に優しい交通ネットワークの形成や基盤施設整備に取り組むと共に、地域住民や商店街、事業者などが、積極的に太陽エネルギーや省エネルギー機器*等を取り入れるなどの環境に配慮したまちづくりを目指すとともに、打ち水などの環境への意識啓発活動にも取り組みます。

【都市開発課】
【都市基盤管理課】

③ 羽田空港臨海部周辺のまちづくり

世界の玄関口である羽田空港臨海部周辺の跡地利用・大規模開発の誘導・土地利用の転換を図り、エネルギーの効率的な利用をはじめ、緑づくりや基盤整備などトータル的に低炭素なまちづくりについて検討します。

【まちづくり管理課】

(2) 交通ネットワークの構築

① 空港臨海部における交通ネットワークの検討

道路網、公共交通機関、舟運を含め、低炭素まちづくりに資する空港臨海部への交通ネットワークの検討を進めます。

【まちづくり管理課】

② コミュニティバスの運行支援

区内交通不便地域における地域コミュニティバスの試験運行に関し、車両購入補助、運行経費補助、道路整備等の支援を行います。

【まちづくり管理課】
【都市基盤管理課】

③ 公共交通の利用促進【再掲】

国際線発着便数の増大に伴って東京国際空港周辺において予想される自動車交通量の増加に対して、空港利用者等の公共交通機関への誘導を図ります。

【環境保全課】

④ 蒲蒲線の整備推進

区民等の利便性向上と国際化が進展する羽田空港へのアクセス機能を高めるため、JR・東急蒲田駅と京急蒲田駅とを結ぶ、新空港線「蒲蒲線」の整備を促進していきます。

【まちづくり管理課】

⑤ 自転車等利用総合対策の推進【再掲】

【都市基盤管理課】

自転車利用のマネジメント、自転車利用環境の整備（自転車走行環境の整備、自転車駐車場の整備、自転車利用のルール・マナーの普及啓発）を図ります。

(3) 地域における効率的なエネルギー利用の推進

① スマートコミュニティ*の形成に向けた検討

【環境保全課】

区内におけるスマートコミュニティ*の実施可能性や区内産業の振興方策について検討します。

(4) ヒートアイランド対策の推進

① 呑川緑道における風の道のまちづくり

【都市基盤管理課】

呑川に沿った道路を遮熱性舗装にすることで、風の道を起こし街中のヒートアイランド対策を図ります。

② 生垣緑化の助成

【環境保全課】

安全で緑豊かな生活環境を作るために、接道部及び隣地境界の生垣づくりに対して費用の一部を助成します。

③ 屋上緑化・壁面緑化*の助成

【環境保全課】

区内住宅の屋上や壁面を新たに緑化する際に費用の一部を助成します。

④ おおた打ち水大会の実施

【環境保全課】

「おおた打ち水大会」等のイベント、打ち水用具の貸出によりヒートアイランド対策としての打ち水の普及を推進します。

環境配慮指針

区民等

- 👉 徒歩・自転車や公共交通機関の利用を進めます。
- 👉 アイドリングストップ*など、エコドライブ*に努めます。
- 👉 身近な緑を守り、増やし、二酸化炭素（CO₂）の吸収源を確保します。
- 👉 屋上緑化*や生垣緑化など、身近なヒートアイランド対策を行います。

事業者

- 👉 マイカー通勤を抑制し、徒歩・自転車や公共交通機関の利用を促進します。
- 👉 アイドリングストップ*など、エコドライブ*に努めます。
- 👉 効率の良い配送や運送に努めます。
- 👉 鉄道事業者は、公共交通機関の利便性の向上を図ります。
- 👉 建物の屋上緑化*や打ち水イベントの実施・参加など、身近なヒートアイランド対策を行います。

C-3 再生可能エネルギー*等の導入拡大

大田区 の 取 組 み

(1) 区有施設への積極導入

① 区有施設への太陽エネルギー利用機器等の導入

【関係各課】

区が保有する施設において、太陽光発電*システムや太陽熱利用機器等の積極導入を図ります。

(2) 区民等・事業者の導入の支援

① 住宅用太陽エネルギー利用機器等の設置補助

【環境保全課】

住宅に設置される太陽エネルギー利用機器等の費用の一部を補助します。

(3) 次世代自動車の普及促進

① 電気自動車用急速充電設備の整備

【環境保全課】

【施設管理課】

公共施設に電気自動車用の急速充電設備を設置し、電気自動車の普及促進を図ります。

環 境 配 慮 指 針

区民等	<ul style="list-style-type: none">再生可能エネルギー*に対する理解を深めます。太陽光発電*システム、太陽熱利用機器を導入します。区が行う再生可能エネルギー*促進のための施策に参加・協力します。電気自動車やハイブリッド車*を導入します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">再生可能エネルギー*に対する理解を深めます。太陽光発電*システム、太陽熱利用機器を導入します。グリーン電力証書*を活用し、再生可能エネルギー*の拡大を支援します。区が行う再生可能エネルギー*促進のための施策に参加・協力します。電気自動車やハイブリッド車*を導入します。

再生可能エネルギーとは

再生可能エネルギー*は、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）をほとんど排出しない優れたエネルギーです。具体的には、エネルギー供給構造高度化法（平成 21 年法律第 72 号）において「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス*が規定されています。

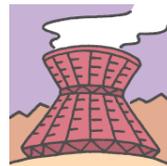
●再生可能エネルギー*の例

太陽光発電*



太陽の光が持つエネルギーを、太陽電池で直接電気に変えます。

地熱発電



地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水などの形で取り出し、タービンを回して発電します。

風力発電



風力で風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こします。

太陽熱利用



太陽の熱エネルギーを屋根の上などに置いた集熱器で集めて、給湯や冷暖房に利用します。

バイオマス*



動植物などの生物資源（バイオマス*）をエネルギー源として電気や熱、燃料をつくり出します。

雪氷熱利用



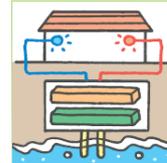
雪や氷の冷熱エネルギーを冷房や冷蔵に利用します。

水力発電



水の流れを利用して発電機を回し、電気を起こします。

温度差熱利用



海水や河川水などが持つ温度差エネルギーを、ヒートポンプを使って利用します。

※上記のほかに、地中熱利用や海洋温度差発電、空気熱利用（ヒートポンプ給湯器・ヒートポンプエアコン等）なども含まれます。

●再生可能エネルギー*固定価格買取制度*

現行の「太陽光発電*の余剰電力買取制度」では、太陽光発電*システムで発電した電力のうち自身が消費できず余った電力は、電力会社に固定価格で 10 年間売ることができます。

平成 24 年 7 月 1 日に開始される「再生可能エネルギー*固定価格買取制度*」では、電力会社による買取の対象を太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス*の再生可能エネルギー*源に拡大されることとなり、再生可能エネルギー*の普及が一層進むものと期待されています。

資料：資源エネルギー庁ホームページをもとに作成

C-4 地球温暖化対策を促すための主体間連携の強化や新たな仕組みの整備

大田区 の 取 組 み

(1) 区民等・事業者・行政の連携強化

① 大田区地球温暖化対策地域協議会との連携

【環境保全課】

協議会と区が連携し、学校や地域などを中心に環境に関する連携・協働事業を展開していきます。

また、同協議会が作成した区民向けの行動指針及び事業者向けの行動指針を踏まえ、区民等や事業者、団体・NPO*などが取り組む具体的な活動を支援するとともに、区が取り組むべき施策や効果的な実施方法などについて検討を深め、実施します。

(2) 他地域と連携した取組みの推進

① 他自治体における森林整備を通じた二酸化炭素（CO₂）吸収量の確保

【環境保全課】

国内友好都市（長野県東御市、秋田県美郷町）や災害時相互応援協定を締結している宮城県東松島市、多摩川上流の他自治体等と連携し、森林整備を通じた二酸化炭素（CO₂）吸収量の確保を図ります。

② 環境イベントにおけるカーボンオフセット*の活用

【環境保全課】

大田区が実施するできる限り多くのイベント等においてカーボンオフセット*を活用し、省資源・省エネルギーを行った上でなお避けられない二酸化炭素（CO₂）排出の相殺を図ります。また、イベント来場者に対して、カーボンオフセット*の取組みを普及啓発します。

環境配慮指針

区民等

- ☞ 大田区地球温暖化対策地域協議会の普及啓発活動に参加します。
- ☞ カーボンオフセットなどの制度を積極的に活用し、省エネルギーに取り組んでもなお残る自身の温室効果ガス*排出量の削減を図ります。

事業者

- ☞ 大田区地球温暖化対策地域協議会の普及啓発活動に参加します。
- ☞ 他地域と連携した森林保全の取組みに参加します。
- ☞ カーボンオフセット*や排出量取引などの制度を積極的に活用し、省エネルギーに取り組んでもなお残る自社の温室効果ガス*排出量の削減や、自社の有する環境価値のクレジット化*などに取り組めます。

基本目標 D 自然共生社会の構築 (大田区生物多様性地域戦略)

本基本目標の分野では、生物多様性の社会への浸透、地域による身近な緑の維持管理などを通じた人と自然の関係の再構築のための取組みを展開するとともに、「大田区緑の基本計画（グリーンプランおおた）」に基づき、緑の拠点の保全や水の環境軸・緑の環境軸の形成によって水と緑のネットワークの構築を図るとともに、これらの緑地の質の向上と有機的な繋がりによるエコロジカルネットワーク*の形成を図り、大田区における「自然共生社会の構築」を目指します。

(1) 大田区生物多様性地域戦略としての位置づけ

本節は「生物多様性基本法」（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条の規定に基づき、大田区内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるものであり、本節の内容をもって「大田区生物多様性地域戦略」（以下、「本戦略」と言う。）として位置づけます。

なお、本戦略のうち、緑地の保全及び緑化の推進に関する方策については、「大田区緑の基本計画（グリーンプランおおた）」と連携した取組みを進めるものとします。

(2) 本地域戦略の目的

本戦略は、緑地の保全や緑化の推進、緑のまちづくりに加えて、生物多様性の保全・再生に関する取組みを計画的に推進することによって、大田区における自然共生社会を構築することを目的とします。

(3) 本地域戦略の対象範囲及び対象期間

本地域戦略の対象範囲は、大田区全域とします。また、対象とする期間は、大田区環境基本計画との整合を図り、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とします。

ただし、計画開始から 5 年後に当たる平成 28 年度には本地域戦略の中間見直しを行うものとします。

（４）現状と課題

① 動植物の生育・生息状況

- 区内の河岸、干潟などでは、多数の鳥類が確認されており、シギ・チドリ類やカモ類の飛来も見られるなど、鳥類にとって重要な生息空間となっています。環境省の経年的な調査では、ガン・カモ類の飛来数、飛来種数には顕著な増減傾向は見られていません。
- 多摩川下流部（JR 東海道線河川橋から大師橋）及び萩中公園においては、平成 21 年度に区による詳細な動植物調査が実施されました。その結果、環境省レッドデータブック（RDB）^{*11} 記載種などの希少な動植物が確認されている一方で、外来生物法の特定外来生物^{*}に指定されている種も確認されています。
- 大田区の生物多様性は、河川水質の改善や緑地面積の増減、外来生物の侵入などにより変化が起きていることが想定されます。これらを踏まえ、区全体を総括する「生物多様性」に関する評価・計画等の策定が重要と考えられます。

② 都市の緑の状況

- 大田区内における緑被率^{*}は 20.47%で過去 35 年間ほぼ横ばいですが、羽田空港を除いた緑被率^{*}は 19.62%（昭和 58 年）から 17.47%（平成 21 年度）に減少しています。
- 台地部住宅街の大部分では、住宅の建替えや宅地の細分化、既存緑地の開発などにより緑が急激に減少しており、これ以上の減少を食い止めるための早急な対応が必要な状況です。
- 低地部市街地では、緑化推進への取組みや公園緑地、道路、公共施設の整備、開発指導の緑化計画書による緑確保などにより増加傾向が見られますが、まだまだ地域全体で緑の確保が必要な状況にあります。

¹¹ レッドデータブック（RDB）とは、絶滅のおそれのある野生動植物のデータを集めたもので、1966 年国際自然保護連合（IUCN）が発行した「レッドデータブック」が最初です。日本では環境省が編集した「レッドデータブック」や各自治体が編集したものなどがあります。

(5) 10年後に目指すべき姿

- 多くの区民等や事業者の間で、大田区の生き物や生物多様性の意味が浸透しており、身近なところでの緑の維持管理活動に積極的に参加しています。
- 区内全域で水と緑のネットワーク及び生き物にとってのエコロジカルネットワーク*が形成されており、豊かな自然の恵沢を享受できる快適で魅力的な自然共生のまちが実現しています。



(6) 緑を活用したエコロジカルネットワーク*の形成¹²

都市化が進行した大田区において自然共生社会の実現を目指すためには、自然と人間が適切な関係を保つ中で、大田区における水と緑の量的な確保・拡大やネットワーク化を図るとともに、生き物が生育・生息するための環境改善を図るなど、水辺や緑地における質的向上を図り、それらの適正な配置とその有機的な繋がりによる「エコロジカルネットワーク*」を形成する必要があります。



都市のエコロジカルネットワーク*を構成する要素は、その規模や形態などに応じた生態的

¹² 参考資料：国土交通省「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」（都市緑地法運用指針 参考資料）（平成23年10月）、国土交通省「都市緑地法運用指針改正等（H23.10.1）の概要」

機能による分類から、「中核地区」、「拠点地区」、「回廊地区」、「緩衝地区」の4つに分けられます。大田区内の重要な緑地について、エコロジカルネットワーク*の各構成要素に位置づけるとともに、生き物の生育・生息空間としての機能を含む緑地の多様な機能が確実に発揮されるよう、緑地の量的拡大・質的向上及びネットワーク化を目指します。

中核地区

都市の郊外に存在し、他の地域への生き物の供給等に資する核となる緑地を指します。

大田区内では、「六郷橋・大師橋緑地周辺」、「森ヶ崎周辺」、「東京港野鳥公園周辺」、「大井ふ頭中央海浜公園周辺」などに見られる大規模な水辺や緑地が該当するものと考えられます。

○中核地区の保全にあたっては、国や都、環境活動団体との連携のもとで、区内における重要な生き物の生育地・生息地としての豊かな自然環境を適切に保全します。



拠点地区

市街地に存在し、生き物の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地のことです。

大田区内では、「洗足池周辺」、「多摩川台公園周辺」、「鶉の木周辺」、「池上本門寺周辺」、「山王周辺」、「大森ふるさとの浜辺公園周辺」などに見られる、ある程度のまとまりを持った水辺や緑地が該当するものと考えられます。

○広がりを持ったエコロジカルネットワーク*を形成する上で中心的な役割を担う拠点地区の形成においては、現状の自然環境を適切に保全するとともに、水辺や緑地の質の向上を図る維持管理方法を取り入れるなど、生態的ポテンシャル*をさらに引き出すための取組みを展開します。

○また、居住地との近接性を踏まえ、区民等と生き物とのふれあいの場としての機能の向上を図ります。



回廊地区

中核地区と拠点地区を結び、生き物の移動空間となる河川や緑道等の緑地があたります。

大田区内では、緑の環境軸である「多摩川台公園から三菱山、池上本門寺、佐伯山、そして山王まで続く、国分寺崖線*から南北崖線*にかけて残る崖線樹林地」や、水の環境軸である「多摩川、呑川、内川、臨海部運河沿いの水辺」のほか、「主要道路や散策路沿いの緑地」などが該当するものと考えられます。

○中核地区や拠点地区に生息する生き物の移動を可能とする配置にするとともに、回廊を利用する生き物の特性に応じた植生、幅、長さ、連続性等を持った緑地の保全、再生、創出を図ります。

緩衝地区

中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯を指します。

大田区内では、「市街地に点在する比較的大規模な公園・緑地」などが該当するものと考えられます。

○公園・緑地の適正な維持管理を通じて、区民等の憩いの場としての価値向上を図るとともに、ビオトープ*づくり等を通じた区民等と自然環境とのふれあい活動の推進を図ります。

(7) 取組みの方向性

大田区は、多摩川と東京湾に面し、干潟などを中心に貴重な自然が残されています。自然観察路を中心とした調査を実施して、区内にある生物多様性の保全上の重要箇所の抽出などを行い、これら貴重な自然環境の保全に取り組みます。

開発の進んだ都市部である大田区の環境特性を踏まえた生物多様性保全の取組みを行います。

自然との共生を図るため、水と緑のネットワークの構築など、自然共生型まちづくりの実現を目指します。

基本目標D 自然共生社会の構築

D-1 生物多様性の社会への浸透

D-2 人と自然の関係の再構築

D-3 水と緑のネットワークの構築

D-4 生物多様性の保全・再生

D-1 生物多様性の社会への浸透

生物多様性は生活や経済の基盤を成す重要な存在であるにもかかわらず、用語の意味やそれが危機的状況にあることの認知度は依然として低い状況であり、生物多様性を広く社会に浸透する必要があります。

そのため、区民等とともに実施する自然環境調査において、多様な生き物やそれらが生息できる環境づくりについて啓発を図るなど、生物多様性に関する理解促進を図ります。

D-2 人と自然の関係の再構築

自然と離れた都市型の暮らしが定着し、人と自然との関係が希薄になりつつあることから、自然と共生する暮らしへの理解を深め、お互いの関係の再構築を図る必要があります。

そのため、地域が主体的に行う緑づくりへの支援や、公共空間の緑を地域力で支えるための仕組みづくりなどを行うなど、身近な自然環境の育成・管理活動への参加促進を図ります。

D-3 水と緑のネットワークの構築

都市化が進行した大田区においては、水と緑に囲まれたまちづくりが自然共生社会の構築に向けた中心的な取組みとなります。

区では、「大田区緑の基本計画（グリーンプランおおた）」に基づき、臨海部や空港跡地、内陸部の中心拠点等における緑の骨格づくりのほか、水辺環境の保全・再生や身近な緑の確保等を図り、大田区における水と緑のネットワークの構築を目指します。

D-4 生物多様性の保全・再生

大田区において生物多様性の確保を図るためには、都市における緑地の量を確保することに加えて、生き物が生育・生息できる環境を改善するなど、緑地の質の向上を図るとともに、緑地の適正な配置とその有機的なネットワーク（エコロジカルネットワーク*）を図る必要があります。

区では、必要に応じて国や都との連携を取りながら、生物多様性に配慮した緑地管理を試行などによるビオトープ*づくりを展開するとともに、区管理の公園の一部を開放するなどして、区民等が主体的に取り組むビオトープ*づくりの活動支援を行います。

■□■ 生物多様性とは ■□■

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生き物の変異性と定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

生態系の多様性	地球上、あるいは特定の地域に様々なタイプの自然があることです。例えば、干潟、サンゴ礁、自然林や里山林、人工林などの森林、湿原、大小の河川などがそれぞれの地域の特徴をもって存在していることが挙げられます。
種の多様性	地球上、あるいは特定の地域に様々な種類の生き物が生育・生息している状況のことです。日本は、南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあって、様々な種類の生き物が生育・生息しています。
遺伝子の多様性	同じ生物種内のグループにも、遺伝子による違いがあることです。例えば、ゲンジボタルの発光周期が中部山岳地帯の西側と東側で異なる、アサリの貝殻の模様が千差万別である、などの例があります。

資料：環境省「生物多様性地域戦略策定の手引き」より引用

大田区の取組み一覧

取組みの方向性	個別施策		
D-1 生物多様性の社会への浸透	(1) 生物多様性の理解促進	① 生物多様性の普及啓発	
		② 区民体験型の自然環境調査の実施	
D-2 人と自然の関係の再構築	(1) 地域による緑づくりへの支援	① 1平方メートルの緑づくり	
		② 18色の緑づくり支援	
		③ まちの緑づくり支援	
	(2) 緑を支える仕組みづくり	① みんなの緑づくり	
		② 緑のまちづくりのための基本的な仕組みづくり	
	(3) 野生生物の保護・管理	① 絶滅のおそれのある野生生物の調査	
② 特定外来生物*の防除			
D-3 水と緑のネットワークの構築	(1) 緑の環境軸の形成	① 臨海部における緑の拠点形成	
		② 緑の骨格づくり	
	(2) 水の環境軸の形成	① 水辺環境のネットワークづくり	
		(3) 身近な緑の確保	① 貴重な緑の保全
			② 公園・緑地の整備
			③ 道路空間の緑化推進
	④ 公共施設の緑化推進		
(4) 歴史と文化のまちなみづくり	① 歴史と文化と自然の散歩道づくり		
D-4 生物多様性の保全・再生	(1) エコロジカルネットワーク*の形成	① 生き物の生育・生息空間づくり	
		② 区民等が行うビオトープ*づくりの活動支援	
		③ 特定外来生物*の防除【再掲】	

進捗管理指標

進捗管理指標	現状 (平成 22 年度)	目標値 (平成 33 年度)
① コアジサシを知っている区民の割合	34.1%	70.0%
② 自然環境調査に参加する区民の数	194 人	300 人
③ 「緑の多さに満足している」と答えた区民の割合	54.40% (平成 20 年度)	65% (平成 32 年度)
④ 緑被率*	20.47% (平成 21 年度)	20.90% (平成 32 年度)
⑤ 空港臨海部埋立地での新たな公園・緑地の整備量	0ha (平成 21 年度)	5ha (平成 32 年度)
⑥ 直径 40cm 以上の樹木の本数 (公園・緑地、街路樹を除く)	10,224 本 (平成 21 年度)	12,500 本 (平成 32 年度)

進捗管理指標	現状 (平成 22 年度)	目標値 (平成 33 年度)
⑦暮らしを支える身近な公園の充足率	97% (平成 20 年度)	98% (平成 32 年度)
⑧洗足池に集う野鳥の種類	21 種	38 種 (平成 30 年度)
⑨生物多様性に配慮した管理方法を取り入れる公園の数	0 箇所	10 箇所
⑩ビオトープ*づくり等に取り組む区民活動団体数	6 団体	10 団体

※③～⑦の当面の目標年度は「大田区緑の基本計画（グリーンプランおおた）」に基づく平成 32 年度とします。
 ※⑧の当面の目標年度は「おおた未来プラン 10 年」に基づく平成 30 年度とします。

■□■ 区民が選ぶ「大田区の大切な環境（場所）」 ■□■

本計画策定に併せて行った区民アンケート調査によると、区内の大切な環境（場所）として区民の回答が最も多かったのは「多摩川」でした（回答全体の 28%）。次いで、洗足池（同 15%）、池上本門寺（同 10%）、多摩川台公園（同 5%）、呑川（同 4%）などと続きます。

全般に、内陸部の水辺や公園の環境に区民の支持が集まった一方で、沿岸部の環境を挙げる回答は少ない結果となりました。

●大田区の大切な環境（上位 10 位まで）

順位	大田区の大切な環境（場所）	回答数	割合
1	多摩川	97	28%
2	洗足池	53	15%
3	池上本門寺	36	10%
4	多摩川台公園	16	5%
5	呑川	14	4%
6	平和の森公園	11	3%
7	萩中公園	10	3%
8	六郷用水	8	2%
9	大森ふるさとの浜辺公園	7	2%
10	田園調布せせらぎ公園	5	1%

※区民アンケート調査では、区内の大切な環境（場所）を 3 つまで複数回答。

（参考）区民アンケート調査

- 実施目的：大田区環境基本計画の基本理念（案）・基本目標（案）に対する意見、地球温暖化対策の取り組み状況、生物多様性に関する意識等の把握。
- 実施期間：平成 22 年 12 月 17 日～平成 22 年 12 月 29 日
- 対象者：1,500 名（20 歳以上の区民を無作為抽出）
- 回答数：349 名分（回答率 23.2%）

(8) 大田区の取組み

D-1 生物多様性の社会への浸透

大田区の取組み

(1) 生物多様性の理解促進

① 生物多様性の普及啓発

【環境保全課】

自然観察路調査等を基に多種多様な生物が生息できる環境づくりの啓発を進めます。

② 区民体験型の自然環境調査の実施

【環境保全課】

今ある貴重な自然を守り、育てていくために、区内の自然環境や動植物などの実態や変化を区民等と共に常に把握し、多様な生き物が息づく緑のまちづくりに活かしていきます。

環境配慮指針

区民等

- ☞ 地域に生育・生息する動植物に対する理解を深めます。
- ☞ 地域での自然環境の保全・調査活動や、自然観察会に積極的に参加します。
- ☞ 動植物や身近な自然に触れ合う機会に参加し、生物多様性に対する理解と関心を深めます。
- ☞ 住宅を新築する際などは、各種の法令や計画を順守し、周辺の自然環境に十分配慮します。

事業者

- ☞ 地域に生育・生息する動植物に対する理解を深めます。
- ☞ 地域での自然環境の保全・調査活動に積極的に協力します。
- ☞ 自らの事業活動が生態系に与える影響の把握に努めます。
- ☞ 開発等の際し、周辺の自然環境との調和を図ります。
- ☞ 建物の建設や土地開発を行う際は、各種の法令や計画を順守し、周辺の自然環境に十分配慮します。

D-2 人と自然の関係の再構築

大田区の取組み

(1) 地域による緑づくりへの支援

① 1平方メートルの緑づくり

区民一人ひとりが1平方メートル（㎡）の緑をつくり育てていくことにより、緑豊かなまちなみづくりを進め、区民等と共にまちなかの緑の確保に努めます。

【環境保全課】

② 18色の緑づくり支援

地域力の基盤である18の特別出張所管内のまちの個性を、地域住民の連携と協働の象徴として、地域の花や木のような「まちの緑」で表現し、18色の緑のまちづくりを進めます。

【都市基盤管理課】
【まちづくり管理課】
【環境保全課】

③ まちの緑づくり支援

区民一人ひとりの力や地域力に支えられながら、まちなかの緑を増やし、多くの人々の緑への関心を高めていくために、まちなかの緑づくりの支援制度を拡充します。

【環境保全課】

(2) 緑を支える仕組みづくり

① みんなの緑づくり

公園や道路、河川、公共施設など公共空間にある「みんなの緑」を、地域力や各種団体、企業などの力に支えられながら、区民等と共に、守り、育て、活かす取組みをさらに拡げていきます。

【都市基盤管理課】

② 緑のまちづくりのための基本的な仕組みづくり

地域力に支えられた緑のまちづくりを着実に進め、緑を守り、つくり、育て、そして親しみ、後世に引き継いでいくために、緑のまちづくりを支える基本的な仕組みをつくりまします。

【まちづくり管理課】
【環境保全課】

(3) 野生生物の保護・管理

① 絶滅のおそれのある野生生物の調査

自然観察路調査や生物生息調査を行い、区内の絶滅危惧種の把握に努めます。

【環境保全課】

② 特定外来生物*の防除

国や都との連携により特定外来生物*の防除・駆除を進め、在来固有種の保護に努めます。

【環境保全課】

環境配慮指針

区民等	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 区民一人あたり 1 平方メートル (㎡) の緑づくりに取り組みます。 ☞ 地域で行われる自然環境の管理・保全活動に積極的に参加します。 ☞ 自然観察路調査などに参加し、区内で確認される絶滅危惧種に対して理解を深めます。 ☞ 地域の生態系を乱さないよう、外来生物の取扱いに十分注意します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 事業所内の身近な緑化に努めます。 ☞ 地域で行われる自然環境の管理・保全活動に積極的に参加します。 ☞ 地域の生態系を乱さないよう、外来生物の取扱いに十分注意します。

■□■ 外来生物について ■□■

●外来生物法の概要

○正式名称は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）で、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

○もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを特定外来生物*として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されます。

●外来生物被害予防 3 原則 ～侵略的な外来生物（海外起源の外来種*）による被害を予防するために

1. 入れない ～悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
2. 捨てない ～飼っている外来生物を野外に捨てない
3. 拡げない ～野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

●大田区内で見られる主な外来生物



アレチウリ
(多摩川台公園で撮影)



ミシシippアカミミガメ
(宝来公園で撮影)



ウシガエル
(多摩川で撮影)

写真：大田区「大田区自然観察路「雑木林のみち」等の生物・植物調査」（平成 23 年 3 月）

D-3 水と緑のネットワークの構築

大田区の取組み

(1) 緑の環境軸の形成

① 臨海部における緑の拠点形成

羽田空港跡地、羽田空港周辺地区の整備において、緑豊かなまちづくりを進めます。また、臨海部埋立地域の魅力を高める緑の拠点づくりを進めます。

【企画財政課】
【都市基盤管理課】
【まちづくり管理課】

② 緑の骨格づくり

10ヶ所の緑の拠点づくりのほか、河川や運河沿い、台地部の崖線沿いの緑化を推進します。

【都市基盤管理課】

(2) 水の環境軸の形成

① 水辺環境のネットワークづくり

河川や池沼、臨海部の海辺などに残された貴重で多様な水辺環境を保全するとともに、新たな緑づくりの中で水辺環境の保全・再生に取り組みます。また、公園・緑地や既存の樹林地、河川、池沼、海浜などの水辺環境のネットワーク化を進めます。

【都市基盤管理課】
【まちづくり管理課】
【環境保全課】

(3) 身近な緑の確保

① 貴重な緑の保全

大規模公園・緑地や河川、海浜などの自然地や桜の名所などを保全・再生し、後世に引き継いでいきます。また、民有地内の樹林・樹木や区内にわずかに残されている貴重な農地の保全を進めます。

【まちづくり管理課】
【都市基盤管理課】

② 公園・緑地の整備

緑の骨格拠点や地域の活動拠点となる公園・緑地の整備を進めます。

【都市基盤管理課】

③ 道路空間の緑化推進

道路整備における緑化推進のほか、公園・緑地などの散策拠点間をつなぐ散策路整備を行います。また、歴史と文化の散歩道や既存の自然観察路なども活用した緑のネットワークづくりを進めます。

【都市基盤管理課】

④ 公共施設の緑化推進

公共の建物などの、新築や改築の機会を捉えて更なる緑化の推進に取り組むとともに、沿道緑化やまちかど緑化、屋上緑化・壁面緑化*などのより効果的な緑づくりに取り組みます。

【教育総務課】
【経営管理部】

(4) 歴史と文化のまちなみづくり

① 歴史と文化と自然の散歩道づくり

区内に残されている歴史的、文化的に貴重な資源を活かしたみどりのまちづくりを進めていくために、区内の景観みどり資源を最大限に活かすとともに、広く区民等や来訪者に親しんでもらえるような、地域の歴史・文化性や自然の魅力を探訪できる散歩道づくりに取り組みます。

【都市基盤管理課】
【まちづくり管理課】
【環境保全課】

環境配慮指針

区民等	<ul style="list-style-type: none">街路樹や公園の緑を大切にします。身近な親水空間に愛着を持ち、河川、池沼、湧水*の維持管理に参加します。地域の歴史的・文化的資源に対する理解を深め、地域ぐるみでその保全に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">接道部分の緑化によって歩道に緑陰を提供するなど、周辺環境の快適性の向上に努めます。事業所の緑化の際は、周辺における水と緑の連続性の確保に配慮します。文化財や保存樹木・樹林のほか、地域で親しまれている歴史的・文化的資源の保全に努めます。

東京都立「東京港野鳥公園」～区内臨海部の野鳥観察場所～

大田市場（大田区東海三丁目1番）に隣接する、広さ24.9haの「東京港野鳥公園」は、東京湾の埋立地によみがえった自然を生かして作られた野鳥公園で、平成元年10月に開園しました。

園内には河川の中流から下流までを想定した様々な環境が復元されており、毎年、シギ・チドリ類、カモ類といった水鳥や小鳥類、オオタカなどが公園を訪れ、年間120種類前後、開園以来219種類（平成21年7月現在）の野鳥が観察されています。

平成12年6月17日には、「シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」の参加湿地となり、シギ・チドリ類の重要な生息地であることが国際的に認められました。

野鳥観察のほか、水辺の生物、カニをはじめとする干潟や磯場の生物の観察にも適した場所となっています。



資料：東京都立東京港野鳥公園ホームページをもとに作成

■□■ 羽田空港の生態系配慮の取組みについて ■□■

平成 22 年 10 月に供用開始された羽田空港 D 滑走路は、埋立・栈橋組合せ構造となっており、多摩川の河川流の通水性を確保できるよう配慮されています。

国土交通省による環境影響評価によると、流況や水質及び底質の変化が小さく、水生生物等へ及ぼす影響も小さいと考えられています。

事業者である国土交通省が、実際上の東京湾全体の環境への影響を把握することを目的として、環境調査を継続的に実施し、水環境の保全・改善への貢献に努めることとされています。

その他、D 滑走路の供用開始や周辺の緑化などに伴い、バードストライク（鳥がエンジンに衝突すること）の懸念があり、国土交通省により夜間における鳥類の生態調査の実施や鳥探知レーダー等を設置するなどの対策が進められています。



資料：国土交通省「東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価書のあらまし」（平成 18 年 6 月）、内閣府「平成 21 年交通安全白書」を参考に作成

D-4 生物多様性の保全・再生

大田区の取組み

(1) エコロジカルネットワーク*の形成

① 生き物の生育・生息空間づくり

生き物が生育・生息できる空間を確保するため、10ヶ所の緑の拠点、緑の環境軸及び水の環境軸の一部や区管理の公園において、必要に応じて国や都との連携を図りながら、生物多様性に配慮した緑地管理を試行します。

【都市基盤管理課、
環境保全課】

② 区民等が行うビオトープ*づくりの活動支援

区が管理する公園や施設等の一部を開放するなどして、区民等や区民活動団体が主体的に取り組むビオトープ*づくりや生き物の保全活動を支援します。

【都市基盤管理課、
環境保全課】

③ 特定外来生物*の防除【再掲】

国や都との連携により特定外来生物*の防除・駆除を進め、在来固有種の保護に努めます。

【環境保全課】

環境配慮指針

区民等

- ☞ 生き物に対する生息空間の提供を緑が持つ機能の一つとして理解し、公園や河川におけるビオトープ*づくりへの理解を深めます。
- ☞ 河川の清掃活動、区民活動団体等が取り組む生き物の保全活動、公園でのビオトープ*づくり等に参加します。
- ☞ 地域の生態系を乱さないよう、外来生物の取扱いに十分注意します。

事業者

- ☞ 屋上緑化*や敷地内緑化の際に生物多様性や周辺環境との繋がり確保に配慮するなどして、エコロジカルネットワーク*の形成に協力します。
- ☞ 河川の清掃活動に参加するほか、自社の屋上や敷地内でのビオトープ*づくり等に取り組みます。
- ☞ 地域の生態系を乱さないよう、外来生物の取扱いに十分注意します。

■□■ 区内の公園・河川における生物多様性に配慮した取組みの一例 ■□■

大田区が実施した自然観察路調査の結果、区内の公園・河川には様々な生き物が確認された一方で、より質の高い生育・生息空間とする上での課題も確認されました。

公園・河川、それらの周辺も含めた地域の生物多様性の保全・再生を図るための取組みの一例を以下に示します。区内の公園・河川においては、ここに一例として挙げた取組みを参考に、生き物の生育・生息空間としての質の向上を図るための取組みの実施が望まれます。

生物多様性に配慮した取組みの例	取組み内容	想定される公園・河川の例
ササの管理	林床植生*の多様性の回復を目的に、ササが繁茂してしまっている林床において計画的にササの刈り取りを実施する。実施する際は、藪やササを好む動物に配慮するために、年により林床管理を実施する範囲と実施しない範囲を設定し、年ごとにローテーションを組んで実施する。	多摩川台公園 宝来公園 田園調布せせらぎ公園
昆虫類・土壌生物の生息環境の創出	昆虫類や土壌生物の生息環境を創出するために、各公園の林内に、落葉や枯れ枝等をためる「落葉だめ」を設置する。	多摩川台公園 宝来公園 田園調布せせらぎ公園
多様な草地環境の創出	草地性の動植物の生育・生息環境を創出することを目的に、従来の草刈の頻度・時期を変えることで様々なタイプの草地を創出する。	多摩川台公園 田園調布せせらぎ公園
水生生物の生息環境に配慮した維持管理	池の周辺の植生帯において、年間を通した魚の稚魚や水生昆虫等の生息環境の維持を目的に、従来の草刈の方法を変更する。池周辺の植物の刈り取りを、一度にすべて刈るのではなく、場所によって刈り取り時期をずらしたり、年により刈らない場所を設ける等の工夫をする。	宝来公園
田んぼの冬季湛水*	現況では冬季に水を落としている「田んぼ」において、冬季湛水*を実施することで、水辺を利用する動植物の生育・生息環境を創出する。	田園調布せせらぎ公園
コイからの避難場所の創出	雑食性であるコイから魚の稚魚やトンボのヤゴといった水生昆虫等が逃げ込めるように、コイが入り込めない浅い水域や、抽水植物*の群落を創出する。	丸子川 六郷用水
外来種*の侵入やペットの放逐の防止に関する普及啓発	外来種*の侵入や人為的なペットの放逐が懸念されることから、外来種*の侵入やペットの放逐防止に関する普及啓発活動を実施する。	多摩川台公園 宝来公園 田園調布せせらぎ公園 多摩川 丸子川 六郷用水

資料：大田区「大田区自然観察路「雑木林のみち」等の生物・植物調査報告書」をもとに作成

基本目標 E 循環型社会の構築

本基本目標の分野では、「大田区一般廃棄物処理基本計画」（平成 23 年 3 月）に基づき、発生抑制や再使用を優先して進めることでごみを出さない生活への転換を図り、きちんと分別された資源が無駄なく再利用される資源循環のまちづくりを進めるとともに、安定的・効率的な清掃事業の構築、事業者処理責任の徹底を図り、「循環型社会の構築」を目指します。

（1）現状と課題

- 平成 21 年度のごみ量は、清掃事業が区に移管された平成 12 年度のごみ量（年間 17 万 5 千 t）と比較すると約 2 万 9 千 t 減少していますが、更なるごみの減量が課題です。
- 区では、区収集ごみ量が平成 30 年度には平成 21 年度比で 30% の減量、リサイクル率が 30% になることを目標値に掲げて、引き続きのごみの減量化、資源のリサイクル化に努めています。

（2）10 年後に目指すべき姿

○地域と行政との連携を推し進め、3R* に根ざしたごみのないまち、循環のまちが実現しています。



(3) 取組みの方向性

大田区では、省資源化と資源の循環利用に取り組み、着実に成果をあげてきています。しかし、省エネルギーや二酸化炭素（CO₂）排出量削減の観点から、区民等、事業者及び区がそれぞれの役割を認識し、さらなる取組みを促進することが重要です。

今後、より一層のごみの減量を図り、資源の再利用やリサイクルに努めるなど有効利用を推進します。その上で、処理すべきごみについては適正に処理し、中長期的にはゼロエミッション*を展望した循環型社会の構築を進めます。



E-1 ごみを出さない生活への転換

環境負荷の低い循環型社会の構築のためには、リサイクル（Recycle：再生利用）に依存しすぎることなく、リデュース（Reduce：発生抑制）やリユース（Reuse：再使用）を優先して進め、区民一人ひとり、事業者一社一社がごみを排出しないような生活様式へと転換を図る必要があります。

そのため、生ごみの減量や無駄のない買い物の仕方など、発生抑制に関する普及啓発の強化や、子どもや地域を対象とした環境学習等の取組み拡大による区民意識の醸成を図ります。

E-2 資源循環のまちづくり

ごみとしてではなく、資源としてきちんと分別すれば、ふたたび原材料として有効利用することができます。

ごみ減量・リサイクル活動への支援や各種指導を推進し、限りある資源を有効に利用することができる社会の実現を目指します。また資源を効率的に回収する方法の構築や再資源化の仕組みづくりを進めます。

E-3 安定的・効率的な清掃事業の構築

区民等や事業者が分別排出した可燃ごみや不燃ごみ、資源などは確実かつ効率的に処理、あるいは再資源化されなければなりません。

区では、ごみの排出量予測や、効率的・効果的な収集方法など、社会状況の変化を踏まえた体制づくりを行っていきます。また、清掃事務所や清掃施設などの整備を計画的に実施していきます。

E-4 事業者処理責任の徹底

廃棄物処理法（昭和 45 年第 137 号）の第 3 条には、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。また、事業活動に伴って発生する廃棄物の再生利用に努めること、生産物が廃棄物となった場合に処理が困難とならないようにすることも定められています。

区では、ごみの排出事業者に対する各種指導や、事業用大規模建築物の所有者に対するごみの減量指導を強化することで、事業系ごみにおける事業者の自己処理責任を明確化するとともに適正排出を徹底します。また、一般廃棄物処理業者に対する適正処理の指導を強化していきます。

■□■ グリーンコンシューマー*10原則 ■□■

グリーンコンシューマー*とは、環境に配慮した製品やサービスを選んで購入する消費者のことを言います。グリーンコンシューマー*が増えて、環境に配慮した製品等が多く売れるようになれば、企業は自ずとそうした製品等を社会に供給するようになり、結果として社会全体の環境負荷を低減の方向に動かすきっかけになっていきます。

グリーンコンシューマー*全国ネットワークでは、グリーンコンシューマー*になるための行動指針として「グリーンコンシューマー*10原則」をまとめています。

●グリーンコンシューマー*10原則

- (1) 必要なものを必要な量だけ買う
- (2) 使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ
- (3) 包装はないものを最優先し、次に最小限のもの、容器は再使用できるものを選ぶ
- (4) 作るとき、使うとき、捨てる時、資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ
- (5) 化学物質による環境汚染と健康への影響の少ないものを選ぶ
- (6) 自然と生物多様性を損なわないものを選ぶ
- (7) 近くで生産・製造されたものを選ぶ
- (8) 作る人に公正な分配が保証されるものを選ぶ
- (9) リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ
- (10) 環境問題に熱心に取り組み、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ

大田区の実施方針一覧

実施方針の方向性	個別施策	
E-1 ごみを出さない生活への転換	(1) 発生抑制、再使用の生活様式の促進	① 生ごみの減量やごみを出さない生活様式への転換 ② 商店街やスーパーと連携したごみの発生抑制の生活様式の促進
	(2) 「環境学習」の内容拡充と対象者拡大	① 環境学習等の区民意識を向上させる取り組みの拡大
E-2 資源循環のまちづくり	(1) 環境負荷の低減	① 温室効果ガス*削減方策の検討
	(2) 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの資源化促進	① 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの資源化促進 ② 金属、レアメタル*回収の検討
E-3 安定的・効率的な清掃事業の構築	(1) ごみの適正な分別の徹底	① 排出ルールブックの作成・配布 ② 資源持ち去り対策の徹底
	(2) 区民等が参加しやすいリサイクルの仕組みの構築	① 資源回収の充実
	(3) 大田区清掃・リサイクル協議会との連携	① ごみの減量と資源の有効活用
	(4) 安定的・効率的な清掃事業の構築	① 安定的・効率的な清掃事業の構築 ② ボランティアごみ*の収集支援の促進 ③ 高齢者等への戸別収集サービス
E-4 事業者処理責任の徹底	(1) 事業系廃棄物の自己処理責任の徹底及び事業者に対する適正排出の徹底	① 事業用建築物の所有者に対する廃棄物の減量及び適正分別排出の指導強化
		② 廃棄物等保管場所設置の指導の強化
		③ 廃棄物の排出量基準の変更の検討
		④ 優良事業者の顕彰制度の創設の検討

進捗管理指標

進捗管理指標	現状 (平成 21 年度)	目標値 (平成 30 年度)
①区収集ごみ量	145,909 t	122,324 t
②リサイクル率	19.0%	30.0%
③持込ごみ量	65,031 t	57,318 t

*当面的実施方針の目標年度は「大田区一般廃棄物処理基本計画」に基づく平成 30 年度とします。

(4) 大田区の取組み

E-1 ごみを出さない生活への転換

大田区の取組み

(1) 発生抑制、再使用の生活様式の促進

① 生ごみの減量やごみを出さない生活様式への転換

生ごみの減量や無駄のない買物の仕方、食材の調理方法などについて情報提供を行います。

【環境清掃管理課】
【清掃事務所・事業所】

② 商店街やスーパーと連携したごみの発生抑制の生活様式の促進

商店街やスーパーと連携したごみの発生抑制の生活様式を促進します。

【環境清掃管理課】
【清掃事務所・事業所】

(2) 「環境学習」の内容拡充と対象者拡大

① 環境学習等の区民意識を向上させる取組みの拡大

小学生対象の学習教材の充実を図り、保護者や地域にも学習機会を提供できる場を拡大して、ごみ減量・循環型社会について理解、協力を求めます。

【環境清掃管理課】
【清掃事務所・事業所】

環境配慮指針

区民等

- 👉 過剰な包装や不要なレジ袋を断るなど、ごみの発生抑制に努めます。
- 👉 詰め替え可能な商品や長持ちする商品を優先的に選択します。
- 👉 買い物の際はマイバッグを持参します。
- 👉 家電・家具等は修理するなどし、できるだけ物を長く使う工夫をします。
- 👉 食材の残さを出さないように買い物や調理を工夫します。
- 👉 ごみ減量等に関する環境学習に積極的に取り組みます。

事業者

- 👉 事業系ごみの実態を把握し、ごみの減量や分別の徹底・資源化に努めます。
- 👉 流通時の梱包材を必要最小限にし、製品の販売時は簡易な包装にします。
- 👉 買い物客のマイバック持参を支援します。
- 👉 製品の製造・流通・廃棄の各段階における廃棄物の発生抑制に努めます。
- 👉 必要な量だけ買うことができるよう、ばら売りや量り売りを進めます。
- 👉 食材の残さを出さないよう調達・調理を工夫します。

E-2 資源循環のまちづくり

大田区の取組み

(1) 環境負荷の低減

① 温室効果ガス*削減方策の検討

ごみの収集運搬と焼却処理における温室効果ガス*排出量の削減に向けた検討を行います。

【環境清掃管理課】
【清掃事務所・事業所】

(2) 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの資源化促進

① 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの資源化促進

ごみに混入している資源の分別に向けた広報・啓発を行うとともに、地域の会議等で粘り強く啓発していきます。また、粗大ごみの自己持込制度を有効活用して、資源化を検討します。

【環境清掃管理課】
【清掃事務所・事業所】

② 金属、レアメタル*回収の検討

国の動向や回収の技術開発などを注視し、経済効率の高い金属、レアメタル*の回収方法を研究します。

【環境清掃管理課】
【清掃事務所・事業所】

環境配慮指針

区民等

- ➡ 分別を徹底し、資源化の推進に協力します。
- ➡ 地域の集団資源回収に協力・参加します。
- ➡ 販売店やメーカー等が行う資源回収に協力します。
- ➡ リサイクル品の購入に努めます。

事業者

- ➡ スーパー等では、トレイやペットボトル等の店頭回収を推進します。
- ➡ オフィスでは、用紙類の分別と再資源化を推進します。
- ➡ グリーン購入に努めます。

E-3 安定的・効率的な清掃事業の構築

大田区の取組み

(1) ごみの適正な分別の徹底

① 排出ルールブックの作成・配布

「資源とごみの正しい分け方・出し方」パンフレットを作成し、転入者等区民へ配布するほか、環境学習やごみ減量啓発事業において、ごみの分別徹底と資源化を推進する資料として活用します。また、外国人にもごみや資源の分別排出ルールを浸透させるため、多言語でのパンフレット等を作成し配布します。

【環境清掃管理課】
【清掃事務所・事業所】

② 資源持ち去り対策の徹底

区民等が安心できる資源循環を図ることを目的として、区民等が分別した資源を行政が確実に回収するために、定期的な早朝パトロールを実施し、資源の持ち去り行為を防止します。

【環境清掃管理課】
【清掃事務所・事業所】

(2) 区民等が参加しやすいリサイクルの仕組みの構築

① 資源回収の充実

容器包装プラスチック*リサイクルのあり方を検討し、資源回収の拡大を図ります。

【環境清掃管理課】
【清掃事務所・事業所】

(3) 大田区清掃・リサイクル協議会との連携

① ごみの減量と資源の有効活用

ごみ減量・リサイクル推進のため、大田区清掃・リサイクル協議会に対して区から積極的に情報提供を行い、有意義な議論と清掃行政に対するテーマの審議を図っていきます。

【環境清掃管理課】
【清掃事務所・事業所】

(4) 安定的・効率的な清掃事業の構築

① 安定的・効率的な清掃事業の構築

清掃事業の執行体制のあり方を検討するとともに、清掃事務所や清掃施設の整備を計画的に実施します。

【環境清掃管理課】
【清掃事務所・事業所】

② ボランティアごみ^{*13}の収集支援の促進

地域力によるまちづくりを支援するため、ボランティアごみ^{*}の収集支援を促進し、イベント等でのごみの発生抑制、分別等を要請します。

【環境清掃管理課】
【清掃事務所・事業所】

③ 高齢者等への戸別収集サービス

高齢者や障害のある方を対象とする戸別収集サービスを継続し、事業の周知にも努めます。

【環境清掃管理課】
【清掃事務所・事業所】

環境配慮指針

区民等	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 区が作成する「排出ルールガイドブック」に従い、ごみ分別を徹底します。 ☞ ごみ集積所の清掃管理に努めます。 ☞ 不適正なごみ排出や不法投棄の撲滅を目指し、地域ぐるみで協力します。 ☞ ごみ問題に対する関心を深め、安定的・効率的な清掃事業の構築に向けた区の施策に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ☞ ごみ問題に対する関心を深め、安定的・効率的な清掃事業の構築に向けた区の施策に協力します。 ☞ 清潔なまちづくりを目指し、地域との協力・連携関係の構築に努めます。 ☞ 拡大生産者責任[*]の原則に基づき、事業者主体によるリサイクルシステムの構築・推進を図ります。

¹³ ボランティアごみとは、以下の2つに該当するごみを指します。

- 1 町会等が、公共の場所の清潔保持・向上等を目的として、これらの場所をボランティア活動により清掃し一時的に出るごみ
- 2 町会等が、地域的な無償奉仕活動による行事を行い、一時的に出るごみ
ボランティアごみとして承認された場合、廃棄物処理手数料が免除されることから、その承認にあたっては、当該活動の主体、目的、内容等が、自発性（自主性）・奉仕性（非営利性）・無償性・公共性（公益性）という視点から妥当性を判断しています。

E-4 事業者処理責任の徹底

大田区の取組み

(1) 事業系廃棄物の自己処理責任の徹底及び事業者に対する適正排出の徹底

① 事業用建築物の所有者に対する廃棄物の減量及び適正分別排出の指導強化

【環境清掃管理課】
【清掃事務所・事業所】

延べ床面積 3,000 m²以上の事業用建築物の所有者に対して発生抑制や排出抑制などごみ減量を促すとともに、適正分別排出を指導します。

② 廃棄物等保管場所設置の指導の強化

【環境清掃管理課】
【清掃事務所・事業所】

延べ床面積 3,000 m²以上の事業用建築物や集合住宅の建設に際しては、条例に基づく廃棄物等保管場所の設置が履行されるよう、建設者への指導を強化します。今後は、廃棄物等保管場所が拡充されるように、この基準の見直しを検討します。

③ 廃棄物の排出量基準の変更の検討

【環境清掃管理課】
【清掃事務所・事業所】

現行、1 排出日 50kg 以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その廃棄物を運搬・処分するよう命令できます。区が収集運搬する廃棄物を減量するため、この廃棄物の排出量基準の見直しを検討します。

④ 優良事業者の顕彰制度の創設の検討

【環境清掃管理課】
【清掃事務所・事業所】

発生抑制や排出抑制など、ごみ減量に貢献した中小事業者への顕彰制度の創設を検討します。

環境配慮指針

区民等

- ☞ 事業者処理責任に対する理解を深め、事業者によるその徹底が図られるよう、地域ぐるみで監視に努めます。
- ☞ 事業者処理責任の徹底に向けた区の施策に協力します。

事業者

- ☞ 事業者処理責任の徹底に向けた区の施策に協力します。
- ☞ 一般廃棄物処理業者に対する適正処理の徹底に向けた区の施策に協力します。

基本目標 F 持続可能な地域づくりのための 学習と参加の場の創出

本基本目標の分野では、これからの大田区の環境教育を担う環境推進リーダーの育成のほか、環境学習・環境教育により区民等や事業者の環境マインドの底上げを図り、また、多様な主体が参加できるネットワークづくり、学習・情報発信・活動のための拠点の形成を図るなどして、「持続可能な地域づくりのための学習と参加の場の創出」に取り組みます。

(1) 現状と課題

- 大田区の環境保全においては、多くの区民等の参画のもとで、数十年先を見通した息の長い取り組みが必要であり、そのような取り組みの原動力となる環境保全の姿勢や使命感（環境マインド）を持つ人材を多く育成することが必要です。
- 環境保全の取り組みを効果的に広げるためには、環境保全に関心を持つ個人や団体が気軽に活動に参加できるような場づくり・雰囲気づくりが重要であり、活動のネットワークの構築に取り組む必要があります。
- 大田区の環境保全の象徴とも言うべき、人・情報・活動の交流拠点の形成が必要です。

(2) 10年後に目指すべき姿

○多くの環境推進リーダーが地域の環境教育を主体的に担い、区民等は環境情報を容易に発信・入手できています。

○また、あらゆる主体の連携が進み、「地域力」はさらに向上しており、区民等による効果的な環境保全活動が充実しています。



(3) 取組みの方向性

環境教育・環境学習に関して、大田区の実情に応じた環境保全の意欲の増進と環境教育の推進を図ります。

環境に関わる情報を集約・発信するとともに、区民等が直接触れ、必要な知識を獲得できる場及び機会を区民等や事業者と連携して提供します。

その他に、区民等や事業者が取り組む環境保全活動に対する補助・支援策を検討し、活動を推進します。

基本目標F 持続可能な地域づくりのための学習と参加の場の創出

F-1 環境マインドを持つ人材の育成

F-2 多様な主体が参加できるネットワークづくり

F-3 学習・情報発信・活動のための基盤づくり

F-1 環境マインドを持つ人材の育成

本計画で掲げる理念の実現には息の長い取組みが必要であり、中長期的な環境保全の取組みの原動力となる環境マインドを持った人材の育成を継続的に実施することが求められます。

区では、地域の環境教育における中心的な役割を担う環境推進リーダーを育成するほか、区民等や事業者に対して環境教育を広く展開します。

F-2 多様な主体が参加できるネットワークづくり

区民等や中小事業者、地域活動団体、さらには地域貢献を考える大企業などが環境保全に関する地域活動に気軽に参加できるようにするため、個々の活動同士のネットワークを強化する必要があります。

そこで、区では環境関連の活動に取り組む地域活動団体に対する支援のほか、区民活動情報サイトの活用を通じて団体間ネットワークの強化を図ります。

F-3 学習・情報発信・活動のための基盤づくり

区民等や地域活動団体等による環境保全活動を大田区の地に深く根付かせるためには、人・情報・活動の交流拠点となるべき場の存在が必要です。また、大田区の環境情報を集約して、広く情報提供することが必要です。

そのため、区民等による学習・情報発信・活動を支えるための拠点の形成を図るほか、区民等が保有する情報を含む環境情報を収集・集約し、広く情報提供します。

大田区の実施計画一覧

実施計画の方向性	個別施策		
F-1 環境マインドを持つ人材の育成	(1) 環境推進リーダーの育成・活動支援	① 環境推進リーダー育成・活動支援	
		② 職員研修の実施	
		③ 大田区環境表彰制度の創設	
	(2) 環境学習・環境教育の推進	① 自然体験学習の推進	
		② 学校教育における環境教育の推進	
		③ 子ども向け環境学習のためのプログラム作成	
		④ 自然観察会の実施	
		⑤ 環境保全意識の啓発	
F-2 多様な主体が参加できるネットワークづくり	(1) 地域活動団体の支援	① 協働推進講師の派遣	
		② 地域力応援基金による活動資金助成	
	(2) 地域ネットワークの強化	① 区民活動情報サイト（オーちゃんネット）の活用	
	F-3 学習・情報発信・活動のための基盤づくり	(1) 環境活動拠点の整備	① （仮称）おおたエコプラザの開設
		(2) 環境情報の収集・提供	① 区民等が保有する環境情報の収集
			② 環境白書等による環境情報の提供

進捗管理指標

進捗管理指標	現状 (平成 22 年度)	目標値 (平成 33 年度)
①環境推進リーダーの人数	未実施	50 人
②子ども向けの環境学習プログラムの作成	未作成	作成・運用
③エコフェスタワンダーランドの参加人数	1,755 人 (32 団体)	2,000 人 (40 団体)
④ふれあいパーク活動団体数	126 団体	170 団体 (平成 32 年度)
⑤区民活動情報サイト（オーちゃんネット）の環境関連登録団体数	100 団体	120 団体
⑥（仮称）おおたエコプラザの整備	未整備	整備

※④の当面の目標年度は「大田区緑の基本計画（グリーンプランおおた）」に基づく平成 32 年度とします。

(4) 大田区の取組み

F-1 環境マインドを持つ人材の育成

大田区の取組み

(1) 環境推進リーダーの育成・活動支援

① 環境推進リーダー育成・活動支援

【環境保全課】
【地域振興課】

地域の環境教育を担い、安全な環境づくりにおいても地域のリーダーとしての活躍が期待される環境推進リーダーを育成するため、大学や区内の環境NPO*等と連携した講座を開催します。

また、講座修了者が主体的に実施する環境学習プログラムの企画・運営を支援します。

② 職員研修の実施

【環境保全課】

環境を題材とした職員研修を実施します。

③ 大田区環境表彰制度の創設

【環境保全課】

環境保全活動に関して顕著な功績を挙げた区民等、団体、事業所等を表彰する制度を創設します。

(2) 環境学習・環境教育の推進

① 自然体験学習の推進

【指導課】

伊豆高原（小5）、とうぶ（小6）、野辺山（中1）の移動教室での活動事例をもとに「自然体験プログラム」を作成し、自然体験活動の一層の充実を図ります。

② 学校教育における環境教育の推進

【指導課】

二酸化炭素（CO₂）アクション月間や節電月間等において、チェックシートを活用した環境保全への取組みを各学校で進めます。また、日々の教科指導の中で環境学習を進めます。

③ 子ども向け環境学習のためのプログラム作成

【環境保全課】

子ども向けの環境学習充実のためのプログラムを作成します。

④ 自然観察会の実施

【環境保全課】

NPO*との連携も含め、区内の自然環境の理解・保護のための自然観察会を実施します。

⑤ 環境保全意識の啓発

【環境保全課】

区民等、団体、企業、学校など環境保全の取組みの発表と交流の場としての環境展「エコフェスタワンダーランド」、環境に関するNPO*等が集まり、シンポジウムや展示を行う「環境フォーラム」などを開催し、環境保全意識の啓発を行っていきます。

⑥ おおた地域力発見倶楽部の推進

【地域振興課】
【環境保全課】

地域の環境保全活動に役立つ知識・技能や環境問題に関する講座を開催し、区民等の地域活動デビューを支援します。また、区民等が企画・運営する環境関連講座等を一覧にまとめ区ホームページ・チラシで紹介します。

⑦ NPO*・区民活動フォーラムの開催

【地域振興課】

環境活動団体や NPO*などの実践的取組みを区民等に紹介し、地域で活動する楽しさ、やりがいを PR し、活動に向けた意識啓発を行います。

環境配慮指針

区民等	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 環境学習・環境教育を推進する地域のリーダー（環境推進リーダー）を育成するための研修会に参加します。 ☞ 環境推進リーダーとして、区民等や事業者向けの環境学習プログラムの企画支援・運営に携わります。 ☞ 区内で実施される自然観察会等に積極的に参加します。 ☞ 区が実施する環境イベント等（エコフェスタワンダーランド等）に積極的に参加します。 ☞ 区内の環境 NPO*の活動状況に対する理解を深め、活動への参加を目指します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 環境学習・環境教育を推進する地域のリーダー（環境推進リーダー）を育成するための研修会に参加します。 ☞ 事業活動を通じた環境保全の経験や知見を活かし、地域における環境学習・環境教育の活動支援を行います。 ☞ 区が実施する環境イベント等（エコフェスタワンダーランド等）に積極的に参加します。 ☞ 区内の環境 NPO*の活動状況に対する理解を深め、活動への参加や必要な支援に努めます。

F-2 多様な主体が参加できるネットワークづくり

大田区の取組み

(1) 地域活動団体の支援

① 協働推進講師の派遣

【地域振興課】

協働事業を推進するために、NPO*の主宰者を講師に派遣するなど、参加型学習会を実施することにより、地域に協働事業を広げるきっかけをつくり、地域力を高めます。

② 地域力応援基金による活動資金助成

【地域振興課】

区民等や事業者からの寄付金を積み立てた基金を活用し、公益性があり、広く社会貢献につながる環境活動を行う区民活動団体に、活動段階に応じた助成を行い、資金面から協働事業の推進をめざします。

(2) 地域ネットワークの強化

① 区民活動情報サイト（オーちゃんネット）の活用

【地域振興課】

自治会・町会や事業者、団体・NPO*が発信する環境情報や、区政情報など、地域の環境活動に関する有益な情報を集約し、Webサイト（オーちゃんネット）において、活動目的や地域ごとに情報が入手できるようにします。

環境配慮指針

区民等

- ☞ 地域力応援基金への理解を深め、寄付金の拠出に協力します。
- ☞ 区民活動情報サイト（オーちゃんネット）を利用し、同サイトに集約される環境関連の情報の入手に努めます。

事業者

- ☞ 地域力応援基金への理解を深め、寄付金の拠出に協力します。
- ☞ 区民活動情報サイト（オーちゃんネット）を利用し、同サイトに積極的に情報発信するとともに、集約される環境関連の情報の入手に努めます。

大田区の取組み

(1) 環境活動拠点の整備

① (仮称) おおたエコプラザの開設

【環境保全課】

区有施設等の有効活用を図りながら、大田区の環境情報の発信・共有、区民等や事業者による環境学習・環境関連活動のための拠点空間を整備します。

(2) 環境情報の収集・提供

① 区民等が保有する環境情報の収集

【環境保全課】

大田区が実施する環境イベント等で情報箱を設置するなどして、参加区民等が保有する環境情報を収集するとともに、日常的に広く情報収集するための仕組みの整備を検討します。

② 環境白書等による環境情報の提供

【環境保全課】

環境白書や環境情報誌等を通じて、環境調査の結果や大田区環境基本計画の実施状況等に関する環境情報を提供します。

環境配慮指針

区民等	<ul style="list-style-type: none"> ☞ (仮称) おおたエコプラザを積極的に活用し、環境情報の発信・共有、環境保全活動の推進を図ります。 ☞ (仮称) おおたエコプラザに集う同志との交流を深め合い、お互いの結びつきを強めることで、「地域力」の向上を図ります。 ☞ 区が発行する環境白書をもとに、大田区の環境に対する理解を深めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ☞ (仮称) おおたエコプラザを積極的に活用し、環境情報の発信・共有、環境保全活動の推進を図ります。 ☞ 自社の環境保全に貢献する製品や技術のほか、地域の環境保全のために行っている取組みに関する PR の場として活用します。 ☞ 事業活動内容、事業に伴う環境負荷の状況、環境保全のための取組み内容等について、積極的な情報公開に努めます。

■□■ 環境活動団体・NPO* 活動の一例 ■□■

区内で活躍している環境活動団体やNPO*は多くありますが、その一例を紹介します。

花とみどりを守り育てる活動

駅前を忙しく行き交う人々に、きれいな花壇を見ることが少しでも心が潤ってもらえればという思いで、蒲田駅前、大田区役所本庁舎前、大森駅前、下丸子・大田区民プラザ前などの駅前花壇の手入れを行っています。また、区民農園や圃場（樹木を育てている場所）の管理を行うほか、地域活動として、六郷土手の花壇の手入れ、児童館・保育園の花壇等への植付け、手入れを行い、緑化啓発活動として、田園調布せせらぎ公園での園芸セミナーの開催などを行っています。

会員ボランティアによる定期活動のほか、一般市民のみなさんにも花とみどりの活動に参加してもらえるよう、イベントや講座なども企画しています。



コアジサシを守る活動

絶滅のおそれのある渡り鳥・コアジサシの保全を目的として、人工繁殖地を創出、管理及び本種の生態調査、研究をボランティアとして実施しています。

平成13年6月、東京都森ヶ崎水再生センターの施設屋上で、砂浜や玉砂利河原などの本来の繁殖場所を失ったコアジサシが営巣を始めているところを偶然発見した会員たちは、水再生センターの職員やボランティアの人々と営巣地の整備と調査を開始し、コアジサシの巣立ちを見守ってきました。カラスや野良猫の襲撃にあったり、草がたくさん生えて卵が産みづらくなったりするなど、ヒナが巣立たなかった年もありましたが、平成22年までに累計3,335羽（推定）のヒナが産まれました。



© NPO 法人リトルターン・プロジェクト

地域の自然の大切さを体感する活動

田園調布せせらぎ公園や六郷用水などを利用し、子供たちや保護者に地域の自然の大切さを体感してもらう場と機会を提供したり、環境に配慮した日常行動の実践を促すイベントや学習会を開催したりしています。

六郷用水では、ウォーキングイベントの開催や生物調査を実施しています。田園調布せせらぎ公園では、「みんなの田んぼ」を整備し、水稻の栽培を実施しているほか、水生生物や植物等の生物調査を実施し、親子ふれあい（自然）教室を開催しています。毎日食べているごはんがどうやってできるのか体験したり、田んぼの周りの森や生き物観察をしたりできるメニューを実施しています。



地域の自然の大切さを体感する活動

小中学校などの環境学習、体験学習などの学校教育支援をはじめとして、オリジナル教材やプログラムの開発、普及活動を行っています。「多摩川干潟プロジェクト」では、多摩川大師橋干潟で、大潮に合わせて干潟体験、清掃活動を実施したり、自然観察会を実施したりしています。「キャップ・リサイクルで緑あふれるまちづくり」では、マナーを守って回収されたペットボトルキャップがエネルギーを節約した新しい方法で原料に再生し、その製品を使って緑あふれるまちづくりができることを提案しています。

他にも、将来の森林保全活動ボランティアの育成を目的とする「うるおいの森プロジェクト」などを実施しています。

